

(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2025 年 11 月

株式会社レノバ

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	46
別紙 2	47
別紙 3	48
別紙 4	50

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2025年9月19日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

2025年9月19日(金)付の秋田魁新報に公告を掲載した。(別紙1参照)

② 事業者のウェブサイトへの掲載

2025年9月19日(金)から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。
(別紙2参照)

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報・ウェブサイトにお知らせを掲載した。

- ・秋田県ウェブサイト「秋田県の環境アセスメント情報」(別紙3参照)
- ・由利本荘市広報「広報ゆりほんじょう」2025年9月15日号(別紙3参照)
- ・秋田市広報「広報あきた」2025年10月3日号(別紙3参照)

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧

- ・秋田県庁
- ・由利本荘市役所
- ・岩城総合支所
- ・秋田市役所
- ・雄和市民サービスセンター

② 事業者のウェブサイトへの掲載

https://www.renovainc.com/assessment/yurihonjoiwakionshore_EIA/ (別紙2参照)

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2025年9月19日(金)から2025年10月20日(月)まで

(関係地方公共団体庁舎での縦覧は土曜日、日曜日、祝日を除く。電子縦覧に限り、縦覧期間終了後も 2025 年 11 月 3 日（月）まで閲覧可能とした。)

② 縦覧時間

関係地方公共団体庁舎での縦覧可能時間は開庁時とした。インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿に記載された数）は 3 名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・秋田県庁：0 名
- ・由利本荘市役所：2 名
- ・岩城総合支所：1 名
- ・秋田市役所：0 名
- ・雄和市民サービスセンター：0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 由利本荘市

① 開催場所

- ・カダーレ
- ・岩城会館

② 開催日時

- ・カダーレ：2025 年 9 月 27 日（土）14:00 から 15:30 まで
- ・岩城会館：2025 年 9 月 28 日（日）17:00 から 19:30 まで

③ 来場者数

- ・カダーレ：12 名
- ・岩城会館：32 名

(2) 秋田市

① 開催場所

雄和市民サービスセンター

② 開催日時

2025 年 9 月 28 日（日）10:00 から 11:30 まで

③ 来場者数

1 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（別紙4参照）の提出を受けた。

(1) 意見書の提出期間

2025年9月19日(金)から2025年11月3日(月)まで
(郵送の受付は、当日消印まで有効とした)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、30通であった。

- ・意見箱 : 11通
- ・郵送 : 18通（県内14通、県外4通）
- ・その他 : 1通（手渡し）

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

環境影響評価法第18条の規定に基づく、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、30通（25名）であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表 方法書に対する一般からの意見及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>①住民説明会について そもそもアセスメントにおいて住民が意見を事業者に伝える機会が少ない。9月27日の由利本荘市カダーレでは事業者説明時間を除けば、実質的に60分未満の時間しかない。これでは、十分なアセスメント住民説明会にならないことが危惧される。再度、“アセスメント”の知見から再度説明会を実施するべきレベルであろう。また、M社やY社は他社であるが、由利本荘市職員と結託して自治会レベルで住民説明会を何度も聴いたと自慢していたが、これは反対意見を排除して、企業をPRするプロモーションでしかなく、住民理解を得るという口実で、アセスメントを行ったフリをしているに過ぎない。アセスメントはあくまでも騒音や環境影響と住民の反対意見をきちんと反映させることになる。アワスマントと揶揄されるべきであろう。また、他の事業者であるが、一人一間に絞ったあげく、適切な回答もなく、茶番劇のような住民説明会があった。レノバの説明会ではそのような不誠実な態度をとらないでほしい。法に従った住民説明会は開いたことにすれば、十分だとする今の運用にも問題がある。少なくとも、強制力はなくても住民説明会で出た意見は、文面で提出された意見と同等以上に反映させなければならぬだろう。秋田県の環境審査や国の風力部会は機能していないと言っても過言ではないだろう。県の審査も国の審査も言い方は悪いが、“他人事”であり、地域住民やその住民と密接なつながりのある、市民団体の意見を無視するような事業は認められないと私は考えます。また、住民理解が足りないという表現は適切ではないだろう。あたかも国策の風力発電や今のザルである日本の指針が正しく、不安な意見を述べる住民が“理解が足りない”と誘導する悪意があると言ってよいだろう。例えば、環境省での調査では、文献調査が適切でないことがわかつており、海外では風力発電施設からの低周波音・騒音についての影響の文献があるにもかかわらず、意図的に文献調査から除外すれば、健康影響の“知見がない”と逃げられる。住民は海外の事例も含めて、A Iなどの翻訳機能で事例を知ることができる時代である。日本だけが離岸距離の近い海上風力発電計画があり、由利本荘市沖の海上風力発電の“累積的影響”を岩城の住民が受けることは明白である。累積的評価は義務がないからといって、今のアセスメントを進めることは認められない。ま</p>	<p>①本方法書に係る住民説明会については、環境影響評価法に基づき開催しております。説明時間につきましても60分間程度の質疑応答の時間を確保し、質問が多い場合は延長して開催いたしました。また、風力発電に対する住民の方々のご意見につきましても、賛成や反対など様々なご意見があることを認識しております。今後も、住民説明会に限らず様々な形で住民の方々とのコミュニケーションを図り、事業へのご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています（別に分科会を5回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。</p> <p>風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音（※）と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設か</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>たしかり秋田県や国の部会でその妥当性を検証すべきである。これまで秋田県の事例はザルといつても過言ではないだろう。洋上風力発電に対する反対署名は、由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会で約1万2千筆を提出している。洋上風力発電の岩城の洋上風力発電の影響を受ける、岩城住民は本当に風力発電を望んでいるのか？県知事選挙では、どの候補も風力発電推進であったが、魁新聞と選挙ドットコムのネットでの政策アンケートでは風力発電を推進しない、どちらかといえば推進しない意見は約3割であった。これ以上風力発電施設を建設しないという署名運動を行っている由利本荘・にかほ市の考える会の会員の印象では、由利本荘市沖沿岸部では、風力発電反対世論は3割以上あるという認識で、署名に記名していないが風車歓迎ではない住民も多数いることを認識していただきたい。反対署名に署名しない方の中には、洋上風力発電や陸上風力発電に反対してもどうせ行政は聞いてくれないというあきらめも含まれており、一部の利害関係者を除けば風力発電の健康影響のリスクを考えれば、地域住民にとっては迷惑施設でしかないといってよいだろう。なぜ住民の不安に真摯に向き合えないのか？海外事例も含めて予防原則に従うのが本来のアセスメントであろう。次の説明会では真摯な対応を望む。</p> <p>環境の保全の見地からのご意見とその理由 以下は配慮書への私の意見と、事業者回答についてである。再度質問するので真摯に回答をいただきたい。</p> <p>②縦覧期間のみのアセスメント図書公開という事業者やアセス事業者は信頼ならない。 再度同じ質問を行うので回答をいただきたい。住民説明会では時間もなくこの点を追求することは困難である。</p> <p>【配慮意見書】アセスメント図書（配慮書、方法書、準備書）は、公開を前提に作成ください。今は、アセスメント公開のデータベースが環境省主導であります （＊）。また、事業開始後は、地元の由利本荘市図書館および県立図書館に寄贈し、第3者が検証可能な状況にしてください。別のアセスメントですが、由利本荘市沖の洋上風力発電計画の準備書の騒音評価、低周波音評価が過小であると意見をしました。しかし、間違いがないとした事業者回答に対し、過小評価であるとしたことは、審査過程で事実上スルーされておりました。しかし、例えば北海道大学のグループが作成した簡易的な評価（H-RISK）を使ってみても、その過小評価としたことを裏付けるものとなっております。これは重大な事項です。事後でよいので、必ずアセス図書を公表すること。第三者の計算に際して、シミュレーションの詳細を公表することを約束してください。</p> <p>（引用）H-RISKによる評価 北海道大学 https://www.eng.hokudai.ac.jp/lab0/env-issue/noise/hrisk/</p> <p>環境省データベース；縦覧期間終了後の環境影響評価図書 https://assess.env.go.jp/2_jirei/2_toshokokai/index.html</p>	<p>らの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成11年7月）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成29年5月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成12年10月）、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>また、騒音、超低周波音等については、周辺の既存及び計画中の風車による累積的な影響についても考慮し、調査、予測及び評価を実施する計画です。</p> <p>なお、これら調査・予測・評価の手法・結果等については、環境影響評価の各段階において、各種専門家により構成された県及び国それぞれの審査会により、適切に審査を受けることになります。</p> <p>②アセスメント図書の公開については、令和7年の環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に向けて国によりその具体的な仕組み等が検討されております。今後、アセスメント図書の公開に係る新たな仕組みが定められた場合は、それに従い公開を行ってまいります。</p> <p>①で記載の通り、騒音・超低周波音の予測では、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている手法を用い、適切に実施いたします。予測手法、予測条件等は準備書に適切に記載します。</p> <p>③アセス図書には対象事業実施区域の周囲における既設及び計画中の風力発電事業を整理しており（本方法書ではp.22～23）、これらの累積的な影響についても予測評価を行います（準備書届出時の最新データに基づくものであり、廃止されたものは除外します）。</p> <p>④風力発電機による直接的な健康影響の因果関係については、国の報告書にまとめられている通り、現時点では科学的に明確に証明されていないとの認識です。今後、これについて第3者や行政などにより公</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>【方法書での事業者回答】アセス図書は法により公表が義務づけられており、配慮書と同様に、方法書以降についても1ヵ月程度、県庁、市役所、事業者のウェブサイト等で縦覧を実施いたします。なお、アセスにおける調査・予測・評価の手法・結果や環境保全措置等については、環境影響評価の各段階において、各種専門家により構成された県及び国それぞれの審査会により、適切に審査を受けることになります。本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成11年7月)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年5月)、「低周波音の測定方「法に関するマニュアル」(環境庁大気保全局、平成12年10月)、IS09613-1 IS09613-2 (ISO規格による騒音伝搬予測計算法) 等国や国際機関で認められているの調査・予測・評価の手法を用いる予定です。環境影響評価に係る縦覧図書については、著作権が弊社にあることも鑑み、法に従った期間の縦覧としています。</p> <p>③洋上風力の影響も含めて累積的影響をするべきである。きちんと累計評価しないという内容であり、信頼ならない回答と思われ、この方法書では認められないと思われる。</p> <p>再度同じ質問を行うので回答をいただきたい。なをこの点も住民説明会では時間もなくこの点を追求することは困難である。</p> <p>【配慮書質問】累積的影響について、騒音（風車の指針）および低周波音（参照値）について、既設風車に加え、すでに計画されている大内の計画、三菱商事の洋上風力発電の計画も加味して騒音・低周波音を評価してください。先に示した、H-RISKの簡易評価ではすでに、風車の指針を超える騒音が想定されています。このまま、累積評価しないでアセスメントを進めることについては、認めるわけにはいきません。</p> <p>【方法書での事業者回答】騒音・超低周波音の累積的影響については、配慮書の表2.2-2及び図2.2-11に示す既設及び計画中の風力発電事業を考慮して予測評価を実施する予定です。</p> <p>④因果関係があるかなしかは、第3者や行政も含めて対応するべきでしょう。そもそも日本だけが洋上風力発電の離岸距離が近く、風力発電の指針も問題だらけである。また消費者庁のエコキューの事例から不眠への影響が認められた後も、国内ではまともな研究がなされていない。国内の知見がないから、法的に問題ないというのは、日本だけがいわば“無法地帯”と化しているといつても過言ではないだろう。住民説明会で説明してほしいのはまさにこの部分であり、9月27日の由利本荘市カダーレでの住民意見に真摯に向き合うべきであろう。</p> <p>【配慮書質問】健康被害が生じた場合の、夜間停止について</p> <p>先の洋上風力発電計画に際して、当時の副社長であるS氏は、公的に風車騒音の影響で不眠が確認されたら計画を見直す、夜間停止すると約束してくれました。次のア</p>	<p>に因果関係が明らかとなった場合は國の方針等に従い対応等について検討いたします。また、本事業に関し、不眠等の健康被害に係るご意見を頂戴した場合は、ご本人とお話をさせていただくとともに、専門家や行政のご意見・協議結果などを踏まえつつ、健康被害との因果関係を基に対応を検討いたします。</p> <p>⑤日本国内に基準や指針が存在する場合（騒音、水質等）はそれを遵守し、日本には無く海外に存在する場合（風車の影等）はその値を参考に評価します。</p> <p>例えば日本国内における騒音の規制基準は、地方自治体毎に住居が多い、工場が多い、人が全く住んでいない等により区域を分け、時間帯によって基準値が設定されており、これを基に評価することになります。これを他国の基準値に一律に決めて評価するということが適切とは思われません。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>セスメントで住民説明をする際に、住民の前で約束してください。昨今の水俣病の認定裁判では、裁判所の判定を国も企業（チッソ）も認めず、控訴する方針を示しています。裁判を長引かせるなどないことも約束してください。</p> <p>【方法書での事業者回答】健康被害に係るご意見を頂戴した場合は、ご本人とお話をさせていただくとともに、専門家や行政のご意見・協議結果などを踏まえつつ、健康被害との因果関係を基に対応を検討いたします。</p> <p>⑤海外の知見について、再度質問します。アセスメントの計画段階での真摯な対応を期待します。つまり、今の時点では影響が懸念される計画は見直すべきということです。検討しますというリップサービスではなく、予想に基づいて、不適切な場所に風車を建てないこと、それがアセスメントの本来であり、今の制度が機能していないことがそもそも問題と思われます。審査する委員の方も厳しくチェックいただきたい。</p> <p>【配慮書意見】海外の知見について 韓国の事例を配慮して、計画を見直してください JETRO ビジネス短信中央環境紛争調整委員会、風力発電機の運営事業者に 1,463 万円の賠償裁定 https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/da37077c0e66b77e.html これは日本の参考値や海外の基準（ポーランド）と比較して、特に厳しいというものではありません。海外の判例と日本の判例は違いますが、海外で認められないような計画を、秋田県内で認めるということは、住民にとってはマイナスでしかありません。きちんと累積的評価を含めて、住民に説明できない場合は、計画を見直すことを約束してください。 参考、ポーランド基準を満たす計画に見直してください。 (引用)：参考値、ポーランドの基準 低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書 2013年12月20日 日本弁護士連合会 https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/131220_3.html 低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）環境管理局大気生活環境室 https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/ 【方法書での事業者回答】計画の内容については、環境影響評価や現地の特性、安全などの様々な観点から検討します。</p>	
2	<p>水質苦情についてはない様な報告であるがもともと当地区は土砂災害の起きやすいところであるから更に開発されるとさらに災害の心配も増加するのでやめていただきたい。</p> <p>動植物については多くの動物が生息し、子育てを行なっている。静かな環境と栄養豊富な木の実で生活しているのであり、ここを伐採され、実りが減少して行けば、更</p>	<p>水質については環境影響評価の手続きの中で、工事により改変した範囲からの雨水による濁水の量及び濁りについて予測を行い、これが河川等の水域へ流れ込むかどうかを予測します。河川等の水域へ流れ込むと予測された場合は河川等の水域への濁りの影響についても予測を行い、その結</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解												
	<p>に熊など他の動物も人間社会においていく人間と動物の共生を計るべく、この様な人間中心の破壊開発はやめていただきたい。</p> <p>秋田由利本荘、ウィンドファーム風力事業も計画されているが自然豊かな秋田の山々を動物と共に生き、土砂災害から守るためにこの様な開拓は絶対反対である。</p> <p>10年、20年後にとんでもない自然からのしっぺがえしが必らずくる。既に表われている。秋田をもっと守ってほしい。一度こわれた自然、こわした自然を元にもどすのは不可能。</p> <p>絶対反対です。！！</p>	<p>果から、必要に応じて環境保全措置を検討します。また土砂災害についても、環境影響評価とは別に地質調査等を行い、その結果などを基に土砂災害が発生しないように風車の基礎設計や土木設計を行います。本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p>												
3	<p>1、もうこれ以上の風車はいらない。</p> <p>美しい自然を孫の代まで残したい。由利本荘・にかほ市の美しい自然は人間の心を癒し、安らぎを与えるものと信じています。</p> <p>秋田県の電気は十分間に合っています。秋田県の電気自給率は</p> <table> <tr> <td>2019年</td> <td>190%</td> <td>2020年</td> <td>216%</td> <td>2021年</td> <td>227%</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>241%</td> <td>2023年</td> <td>215%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2、既存の風力発電により、由利本荘・にかほ市では23名の皆さんが超低周波音などによる健康被害を訴えています。引っ越ししか避けることができません。その場合、引っ越し費用は負担できますか。離隔距離を十分にとるような対策が必要です。外国での例も十分参考にしてください。とにかく近すぎます。</p> <p>3、縦覧図書を中央公民館に寄贈して、いつでも見られるようにしてください。</p>	2019年	190%	2020年	216%	2021年	227%	2022年	241%	2023年	215%			<p>1. 本事業は環境影響評価を通じて事業による影響を調査・予測・評価して、適切な環境保全措置を検討し、影響を回避・低減するよう努めます。また、本事業を始めとした再エネ事業は、わが国における脱炭素への取り組みに寄与するものであり、合わせて国内のエネルギー自給率の向上や供給電源の多様化に資するものと考えます。</p> <p>2、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※)によると、「風車騒音は、わずらわしさ(アノイアンス)に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています(別に分科会を5回開催)。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p>
2019年	190%	2020年	216%	2021年	227%									
2022年	241%	2023年	215%											

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 11 年 7 月）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成 12 年 10 月）、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO 規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>3. アセスメント図書の公開については、令和 7 年の環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に向けて国によりその具体的な仕組み等が検討されております。今後、アセスメント図書の公開に係る新たな仕組みが定められた場合は、それに従い公開を行ってまいります。</p>
4	<p>① 6 page ローターの直径が 172m あります。 その先端は時速約 300 km となります。 また 24 基のロータの総面積 557,000m² を通過する鳥類全てを死亡させます。 海沿いで渡りの通過地点でもありますので、センサー等用い一時停止するなど環境保全を実施してください。</p> <p>② 6page 標高 150m + ローターの高さ 226m 地点で回転時に破損が起こると約 8 秒間落下しその間約 600m の範囲で部品が飛散します。 事故が起こらないよう対策してください。</p> <p>③ 443page 留意事項への対応方針で植物の所に具体的な対応が書かれていません、 将来の現況復帰を事業稼働と並行して実行できるよう伐採する樹木と同量の植林を実施し 20 年後に同等の森林量を確保し現況復帰してください。</p> <p>④ 447, 448page4 音源から 410m しか離れていない住宅があります。 騒音が原因の体調不良かどうかは事業前後で継続的に調査しないとわかりません。 住宅の個数だけでなく住民数、夜間人口などに対応した健康調査をしてください。</p> <p>⑤ 「鳥獣保護区に風車を設置することは違法ではない。」ということですが、鳥獣を殺傷することは法律の</p>	<p>① 鳥類についても環境影響評価において現地調査を行い、影響予測及び評価を行って必要に応じ環境保全措置を検討いたします。またその際には鳥類の専門家に意見を伺います。</p> <p>② 風力発電機については様々な状況（台風、地震、落雷など）を想定して安全性を確保するよう設計を行います。また、設計の結果は第三者機関において審査を受け、認証を得た上で建設することとなっております。このような対応を適切に実施し、事故が発生しないよう最善を尽くしてまいります。</p> <p>③ 配慮書に記載した方法書以降の手続きにおける留意事項に対し、方法書において対応した内容を記載しております。植物については、重要な種の生育状況を把握し、それらの影響を適切に予測できるように調査手法等を設定した旨を記載しています。</p> <p>④ 風力発電機の稼働騒音については、国により指針値が示されております。今後、騒音に係る現地調査結果などを基に周辺住宅等への騒音の影響予測を行い、指針値</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	意図することに反していませんか？ 以上です。	との比較などにより適切な離隔等を検討します。 ⑤「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討し、バードストライクなどによる鳥類への影響の回避・低減等を検討いたします。
5	<p>(1) 貴社による事業は「鳥獣保護区」に重複しており、多様な鳥獣の保存を目的にした法に触れると考えられるので、強く中止を求めるものです。</p> <p>(2) 「土砂災害警戒区域」への風車建設事業は土砂災害誘発と水資源への悪影響が危惧されるために中止して欲しい。</p> <p>(3) 今回の事業により、風力発電稼働後の低周波音等による住民への健康被害が一層危惧されるため是非とも中止して欲しい。</p>	<p>(1) 「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>(2) 造成工事による土砂由来の濁水は仮設沈砂池へ一時貯留し、土砂等を除去した後河川へ放流します。この放流による河川への影響については、現況の河川の水質を現地調査した後、予測評価を実施する予定です。</p> <p>(3) 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※)によると、「風車騒音は、わずらわしさ(アノイアンス)に伴う睡眠</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家 11 名により 2013 年から 2016 年まで 9 回検討が行われています(別に分科会を 5 回開催)。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関する Q&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目(アセスで一般的に選定される項目)から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。また、土砂災害についても、環境影響評価とは別に地質調査等を行い、その結果などを基に土砂災害が発生しないように風車の基礎設計や土木設計を行います。</p>
6	<p>1 「住民説明会に対する意見」は、専用の用紙が用意されているが、ア)～ウ) の事業があり、また、市、県、国が内容を見る機会があるのか、アセスの対象になるのかも不明なので、本用紙と一緒に書くことにする。</p> <p>ア) 説明会用紙は説明会会場のみの配布で、縦覧図書配備の場所はない。</p> <p>イ) 郵送のみであり、問い合わせ電話が違う。</p> <p>ウ) 住民には煩雑な作業になるのに、2種類の意見を求める理由が説明会でもなされず不明。</p> <p>2 説明会への参加者が少ない実態について。</p> <p>ア) 「住民理解を得る目的」のためには多数の参加が重要であるが、第1会場は 10 人少しであった。しかし、第2会場は 30~40 人程度で、これは事業者が第2会場付近へ配布のポスティング効果によると思われる。第1会場付近でもするべきではなかったか。いずれ、周知以前の広報の仕方は今回もまずかった。</p> <p>3 住民説明会の設定時間が短く、住民の理解が進まなくて良しとする姿勢について。</p> <p>ア) 説明会全体は 1 時間 30 分で質疑応答時間は 40~50 分であった。これは事業者の答弁時間も含むので実質は</p>	<p>1 ア) 今回の住民説明会は、環境影響評価に基づく方法書についての説明会に併せて、再エネ特措法に基づく説明会を兼ねていました。再エネ特措法に基づく説明会では、方法書に対する意見とは別に、説明会の内容に対する意見を「説明会後」に募集するよう定められていることから、再エネ特措法に基づく説明会に係る意見書については説明会会場において配布いたしました。</p> <p>イ) 方法書に対する意見書及び再エネ特措法に基づく説明会に対する意見書に記載の問い合わせ電話番号が異なっておりましたが、いずれも弊社の同一担当者へつながる番号です。異なる番号であることから混乱を招く可能性があったことをお詫びいたします。</p> <p>2. 説明会の告知については環境影響評価法に基づいておこなっております。岩城地区の方々へは、これに加えて再エネ特措法のガイドラインに基づいてダイレクト</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>30分程となり、これで住民は理解をしろ、では無理な話である。</p> <p>イ) 事業者は多くの質問者がいたにもかかわらず、1時間30分で一方的に終了を告げた。そして、その後の質問は「アセス対象」とならないことを認識しながら、「スタッフが残っているので、個人的にいくらでも応じる」と参加者を疎かにするものであった。説明会の再開催要求にはもちろん応じなかった。</p> <p>ウ) 本事業で問題視されるべきは配慮書の県の審査会でも指摘されているが、その南部の全事業想定区域全体が鳥獣保護区指定とすっぽり重なっており、また、北部部分では土砂災害指定区域に重なっていることである。しかしながら、説明会配布資料にはこれらが無いことから従って、異業者の説明もなく、従って質疑もなかった。上記の機関切り質疑で触れられることを避けたと言える。</p> <p>4 私の配慮書意見書が紛失?し、方法書の縦覧図書に不記載であることについて。</p> <p>ア) 私は2023年10月3日に縦覧図書配備のボックスに提出した。10月10日にも追加の意見書を1回目の意見書と共に提出した。しかし、今方法書の縦覧図書の一般意見のページには記載がなく、このことは今回の方法書の説明会で事情をのべ、事業者も記載がないことを確認した。</p> <p>イ) 配慮書意見書は縦覧図書が置かれた由利本市のボックスに入れたことから、市役所の担当者にも確認をした。しかし、市役所は事業者の依頼でボックスを置いているだけのことでした。ボックスの回収などは業者依頼の業者が行なっているようである。いずれ、どの段階で紛失したかは不明である。</p> <p>ウ) 紛失は本人でなければ確認できないことから、これまでこのようなことがあった可能性もあり、いずれ意見数や内容の信憑性にも係わることではないのか。私に取っては意見表明の機会が失われたことに憤りを感じている。</p> <p>5 方法書の事業区域は配慮書とほぼ同じである。そこで、配慮書意見を再提出するので、それに応えて欲しい。</p> <p>6 本方法書意見として以下を追加する。</p> <p>知事の「地域住民等からの情報収集に努めるように」との意見に貴社応じているので以下の実行を望む。</p> <p>「由利本荘・にかほ市の風車を考える会」は2000kWの風車より2km範囲内の住民が騒音に悩んでいる事実を把握している。このことから、本事業の風車は4000~6000kWであるので、1.72km内に1493件の住宅（配慮書では2km内では1546件）と8件の学校などの住民は騒音被害に加え、風車特有の超低周波音被害も予測される。そこで、「考える会」の把握する情報に基づき、これらの地域の実際の調査をし、そこから本事業の予測を次の準備書までにすべきではないか。</p>	<p>メールを配布したものです。今後も、多くの方々にご参加いただけるように努めてまいります。</p> <p>3 ア) 環境影響評価の住民説明会の時間としては問題のないものと考えております。また、当日はご質問の数に応じて質疑時間を延長して対応いたしました。</p> <p>イ) ア)において回答している通り、質疑時間を延長して対応いたしました。</p> <p>ウ) 「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>4 意見箱は市役所等に設置させていただいているだけであり、環境影響評価業務の委託会社が管理しております。配慮書段階に投函された意見書が紛失したことにつきましては申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう、回収時に設置場所にて意見箱を開梱し、意見書を1枚ずつ写真撮影することといたします。</p> <p>5 今回改めて提出いただきました配慮書段階の意見書につきましては、この後に見解を示させていただきました。</p> <p>6 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>7 景観への懸念について「地域住民等からの意見を踏まえ」と応じている。地域住民の意見は住民にフォトモンタージュを示し、アンケートで問う方法が最適であるがどうか。フォトが無理なら、アンケートだけでも良い。</p> <p>8 本意見書は要約をせず、一言一句そのままの記載のこと。 以上</p> <p>環境保全の見地からの意見とその理由（配慮書）</p> <p>1 本事業の事業実施想定区域一帯は豊かな森林地帯となっているが、二酸化炭素の吸収してくれる広範囲の森林伐採を伴う本事業の実施は本末転倒である。本事業はむしろ温暖化に加担することを認識し、本事業の目的が地球温暖化防止であるのなら、計画の白紙撤回をするべきである。</p> <p>2 「風力発電を通じて地域の活性化への貢献および地域との共存に寄与することを目的とする」ためには住民理解を必要すると考えるが、なぜ、全由利本荘市民対象の説明会を実施しなかったのか。</p> <p>配慮書段階なので、住民説明会の義務はなく、「縦覧図書を見ればいい」とするが、本事業規模は総出力10万6千キロワット、単機3200～6600キロワットで全高211メートルを最大24基の計画で、これまでこれほど大規模な計画はなく皆、驚いている。広く、少なくとも全由利本荘市民に住直接に説明接する場を設けることが御社の誠実さを示すことであり、御社の目指す地域との「共存共栄」につながるのではないか。</p> <p>3 しかしながら、御社は事業実施想定区域周辺住民に限定し、他地区住民排除の説明会は実施した。これは市民の分断を招くことになる。次に、限定した住民対象の説明だけでは透明さを欠くことになり、利益誘導が行われているのではないかなどの疑惑を招くことにもなるのではないか。折しも贈収賄疑惑が起きており、国民の目は厳しくなっているとの認識を御社は持つべきではないのか。</p> <p>4 事業実施想定区域のほぼ全域が、鳥獣保護区にかかっている。御社はわずかに残された鳥獣たちの聖域にまでも踏み入るのか。ある猟師は「熊が里に降りるのは、山に風車が余りにも作られため」と言っている。鳥獣たちとの共存共栄も大事ではないのか。</p> <p>5 今後の検討により、「事業実施想定区域」を絞り込んでいくことで、変更があるとのことであるが、ほぼ全域が鳥獣保護区なのでいくら絞り込んでも影響が軽減されることはないではないか。</p> <p>6 「事業実施想定区域」の一部が「土砂災害警戒区域」に入っている。本事業による改変で、人名に及ぶ危険性が増すことになるが、御社は「重要な地形及び地質」を調査項目から除外している。対象項目から除外することについて、由利本荘市の意見を聞いたのか。</p> <p>7 単機6600キロワット、24基もの風車群と人家との隔離は由利本荘市のガイドラインの「400メートル」を参考にしたとある。由利本荘市のガイドラインは小型風</p>	<p>影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています（別に分科会を5回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成11年7月）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成29年5月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成12年10月）、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>7 景観についてどう感じるかは個人差が大きいため、フォトモンタージュの作成や垂直視角の計算（圧迫感等の評価）等の客観的な予測評価を実施し、専門家に意見を伺う予定です。なお、景観については、公園や海水浴場等主要な眺望点10地点及び周辺の集落等日常的な視点場4地点を調査地点としています。</p> <p>8 意見書は要約をせずに記載しております。</p> <p>環境保全の見地からの意見とその理由（配慮書）</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>車が対象である。本事業で計画される単機 6600 キロワット風車に適用するのはおかしいのではないか。</p> <p>8 御社は洋上風力発電事業算入希望の際に、「健康被害があれば事業は行わない」と言ったが、現在でもこの姿勢に変わりはないか。</p> <p>9 市民有志が既存風車による健康被害者を把握している。本事業では 400m 以内には多くの人家の人家があり、健康被害が懸念される。岩城地区では既に多くの既存風車が存在し、洋上風車の計画も進行しており今後の累積的影響が懸念される。健康被害防止のためには本事業開始前に既存風車の健康影響の実態把握が必要と考えるが、そのための疫学調査をする意思があるか。</p> <p>10 「事業実施想定区域」の一部に保安林が存在している。</p> <p>水源のかん養、災害の防備、講習の保険等森林の公益的機能を十分に發揮させるために指定された保安林が本事業の改変により破壊を受ける可能性がある。このような目的の保安林を「事業実施想定区域」としていいのか、その理由は何か。</p> <p>以上</p>	<p>1 本事業は風力発電事業であり、発電において化石燃料を使用しないことから温室効果ガスを発生しないため、地球温暖化防止に寄与するものと考えます。事業計画検討においては、樹木等の伐採や土地の造成を行う範囲を最小化し、影響を低減するよう検討を進めます。</p> <p>2 および 3 配慮書の段階では住民説明会が義務付けられていないことから、事業実施想定区域周辺の岩城地区の方々を対象として自主的に説明会を開催したものです。</p> <p>4 及び 5 「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>6 環境影響評価における「地形・地質」は「学術上または希少性の観点から重要なものです」です。また土砂災害警戒区域は開発等に関する規制などはありません。しかしながら今後の事業検討においては極力回避を検討し、改変を行う場合でも災害の発生を防止するために安全に最大限配慮した設計等を行います。</p> <p>7 「由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン(令和 7 年 4 月 1 日改定)」に記載の離隔も参考に検討を行います。なお、本ガイドラインの対象については、「発電出力</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>に関わらず、次に掲げる発電設備及び付帯設備（以下「発電設備」という。）を対象とする。ただし、屋根置き等の建物に設置される太陽光発電、又は住宅用太陽光発電で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。ア 風力発電設備」と記載されており、小型風車のみを対象としたガイドラインではありません。</p> <p>8 風力発電機による直接的な健康影響の因果関係については、国の報告書にまとめられている通り、現時点では科学的に明確に証明されていないとの認識です。今後、これについて第3者や行政などにより公に因果関係が明らかとなつた場合は國の方針等に従い対応等について検討いたします。</p> <p>9 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。 ※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています（別に分科会を5回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。 また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。 これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。 本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成11年7月）、「風力発電</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>施設から発生する騒音等測定マニュアル（環境省、平成29年5月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成12年10月）、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>10 保安林については関係機関と協議を進め、指定解除に関するマニュアル等に従い必要な検討を進めていく予定です。</p>
7	<p>①住居、公共施設が近くにあるので建設しないでほしい。</p> <p>②事業区域の地質がもろいので土砂くずれなどがおきやすい。河川、湖沼の汚だく、飲料水、田畠への水の質が悪くなるので事業はしないでほしい。</p> <p>③周囲に他の風力発電所が多くあり、累積的影響が心配。</p> <p>④地震や台風も多く、地盤がぜい弱なので不安定になりやすい。</p> <p>⑤鳥獣保護区なので建てないでほしい。</p> <p>⑥メールで意見が送信できるようにしてほしい。</p> <p>⑦配慮書、方法書、準備書、評価書などを図書館に置くようにしてほしい。</p> <p>⑧説明会は最底でも10人以上参加者がいなければ無効扱いにし、再度聞くようにすること。</p>	<p>①住居、公共施設との離隔については、環境影響評価において騒音などについて影響予測・評価を行った上で必要な離隔を確保いたします。</p> <p>②造成工事による土砂由来の濁水は仮設沈砂池へ一時貯留し、土砂等を除去した後河川へ放流します。この放流による河川への影響については、現況の河川の水質を現地調査した後、予測評価を実施する予定です。</p> <p>③騒音、超低周波音及び風車の影については、周辺の既存及び計画中の風車による累積的な影響についても考慮し、調査、予測及び評価を実施する計画です。</p> <p>④台風、地震、落雷などを想定して安全性を確保できるように風力発電機の設計を行います。また、設計の結果は第三者機関において審査を受け、認証を得た上で建設することとなっております。土木設計においても、地質調査の結果等を用いて災害等が発生しないように設計を行い、事故等が発生しないように事業を進めてまいります。</p> <p>⑤「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。 本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>⑥アセスメント図書に対する意見の募集については、メールでの募集も含めて検討させていただきます。</p> <p>⑦アセスメント図書の公開については、令和7年の環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に向けて国によりその具体的な仕組み等が検討されております。今後、アセスメント図書の公開に係る新たな仕組みが定められた場合は、それに従い公開を行ってまいります。</p> <p>⑧説明会については環境影響評価法に基づいて告知をおこなっております。今後も、多くの方々にご参加いただけるように努めてまいります。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ○周知方法に問題あり。TV放送やラジオでも呼びかけるべきだ。 ○質疑の時間をもっととってほしかった。 ○10人以上参加しない説明会はもう一回すること。 ○説明会は動画配信すること。 	説明会については環境影響評価法に基づいて告知をおこなっております。今後も、多くの方々にご参加いただけるように努めてまいります。
9	<p>海にも山にも、もうこれ以上風力発電はいりません。原発もいりません。途中で消えてしまう電力は、なるべく近くで使用地の小水力などを進めるべきだと思います。補助金をつぎ込んで、公害になりかねない風力発電を作るのはやめてください。</p> <p>豊かな自然を返して下さい。</p>	環境への影響については調査や専門家のご意見などを参考にしながら適切に予測・評価を行い、必要な環境保全措置を検討してまいります。また、今後も引き続き地域の皆様へご説明を行い、ご意見をいただきながらより良い事業となるよう努めてまいります。
10	<p>住民説明会は9/27日（土）14:00～15:30 カダーレと9/28日（日）17:00～18:30 岩城会館での2回のみであった。時間が短い。</p> <p>一番説明が必要な岩城地区の住民に対する説明会が、夕方？～夜の一回では住民周知が不足しています。</p> <p>この季節、日の入りは早くすぐ暗くなります。車を持っていても高齢者の夜の運転は危険がともないます。（参加者も少なかった。）</p> <p>なぜ、昼、夜2回の説明会ができなかつたのでしょうか？</p> <p>都会から移住してきた人が、「これほどの大規模な計画ならば、都会では前もって全戸にこの説明書と説明会の</p>	住民説明会については環境影響評価法に基づいて適切に告知・開催を行っております。また、開催場所や日時については町内会長様をはじめとした地域の方々へのご相談も踏まえて検討しております。今後も、引き続きよりよく事業についてご理解いただけるよう、住民説明会の告知や開催形式、説明資料や説明内容などについて検討してまいります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>お知らせを配布するのがあたりまえだ。」との発言がありました。私も同感です。</p> <p>説明会の場で説明書を渡されても、読み、理解する時間はありません。</p> <p>又、意見があつても、どうすればいいのかわからない人もいるのではないかでしょうか。</p> <p>①説明書②説明会のお知らせ③ご意見記入用紙を配布すべきです。</p> <p>今までのような説明会では住民の意見を聞いたとは言えません。</p> <p>形骸化しています。</p>	
11	<p>私は数本の2MWクラスの南西方向と北東方向の風車群に挟まれる所に住んでおり、それらから発せられる騒音や超低周波音により睡眠障害や動悸や胸の痛みなどにより苦しんでおります。これらの症状が周りの風車群によるものであると医師からの診断も頂いております。</p> <p>この度の風力発電計画について意見があります。</p> <p>1. 高畠地区はこの計画の北側と南側の真ん中あたりの間に位置していますので、私の場合と似ており両方からの騒音や超低周波音の累積的複合的な影響が心配されます。そこで、風車の機種と配置位置が決まればこの地区的其々のレベルの予測値が出せると思います。風速によりレベルが違うと思うので、例えば風速5m/s、10m/s、15m/s、20m/sにおいての予測値を示していただきたいです。同様に、風向きによってもレベルが違って来ると思いますので、東西南北の風向で其々の風速の時の予測値を出して、高畠地区の住民に示していただきたいと思います。また、上記条件時に於ける同地区的残留騒音についても、次の段階のアセスまでに出ておくべきだと思います。また、もし事業が始める事になった場合には、事後調査をして公表すべきだと思います。</p> <p>2. この事業で地球温暖化の元である二酸化炭素の排出を削減して、由利本荘市が掲げる2050年実質ゼロカーボンをめざすという計画に寄与できるというような意味合いのことを記入していますが、当然削減目標値があると思います。この事業を行うための全ての段階に於ける（風車製造や運搬、もちろんの工事、稼働のメンテナンス、事業終了の解体工事など全て）二酸化炭素の排出量を差し引いた後の数値でしょうか。また、風力発電の発電は非常に不安定でそれを補完する為に火力発電によるバックアップが必要でそれらによる無駄な二酸化炭素の排出があると聞きます。もし、この数値を考慮していないのであれば、これを計算して是非とも示していただきたいと思います。私は風力発電によって二酸化炭素が削減できるということには疑問があると思っております。この事業を行うことによって逆に増えるのではないかとも思っています。是非ともこの事業を始める前に計算して示していただきたいと思います。</p> <p>二酸化炭素の濃度は年々増加し、2024年には420PPMを超えたそうです。近年日本でも世界各地でも風力発電や太陽光発電が急速に増えているのにも関わらずです。有</p>	<p>1. 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※)によると、「風車騒音は、わずらわしさ(アノイアンス)に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられます。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています(別に分科会を5回開催)。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目(アセスで一般的に選定される項目)から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>予測における風速については、風力発電施設から発生する騒音に関する指針による評価では指針値が残留騒音に基づくためその残留騒音の風速、環境基準の場合は最も騒音が大きくなる定格風速で予測を行います。また、風車のパワーレベルはIEC 61400-11:2012により騒音が大きくなる風下方向で測定されたデータにより算出されているため、どの予測地点におい</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	効な手段とは思えません。この由利本荘岩城風力発電の計画を中止するべきであると思います。	てもその予測結果は風下の場合の値となります。 次の段階である準備書には、残留騒音等の現地調査結果、予測評価結果、事後調査の計画等を掲載し、方法書と同様に縦覧及び住民説明会の開催を実施いたします。 2. 風力発電による二酸化炭素の削減について、火力発電に比べてライフサイクルにおける CO ₂ 排出量が非常に少ないことが明らかとなっております。また、電力系統の需給調整のために火力発電等の出力を増減する必要がありますが、これによる CO ₂ の排出量の増加は、風力発電等の再エネによる CO ₂ 排出の削減量に比べて無視できる程度であるとされています。(IEA TCP WIND Task 25 – Fact Sheet)
12	海の仇を陸で討つ、のごとき住民説明会でした 国立道川病院や学校に近い、何より住民の生活圏にあまりに近すぎる すでに早い者勝ちで稼働している風車に加え海にも建てるかもしれない、それらの累積的な風車からの健康被害者の発生を最も懸念するものです ＊道川病院のこと、どうしてもここで再エネ事業をやりたいのなら、まず、重症心身の子供たちと触れ合い、筋ジス患者の皆さんとの外出ボランティアをやってから計画書の配置画面を引いてください、これからでも間に合います 次の説明会では物言えぬ彼ら彼女たちのために特段に配慮された図面を見せてください ＊岩城会場でも言いましたが、これから稼働まで約 8 年、私など生きてるかどうかわからないがこの先 3 年後 5 年後の世界情勢も日本の経済情勢もどうなるか誰にもわからない ヨーロッパの再エネのドイツのそれも、世界中が再エネの割に合わないエコにもならない国連のICPPの詐欺的煽動理論による温暖化 CO ₂ 犯人説は揺らいでいます人々はようやく気づき始めているのです ＊質問です もう 25 年で CO ₂ 排出ゼロは実現できるとお考えですか？ 再エネは地元の私たちを幸せにしてくれますか？ 誰でもいつでも平穏に眠れますか？ 電気料も安くなり再エネ賦課金もなくなるでしょうか？渡り鳥たちは無事に目的地に飛んでいきますか？ ＊最後に、もう世界中の誰もオゾン層のオの字も言わない、同じように再エネの時代は終るよう思います 再エネはあまりに高くつく上に自然を破壊し風車の製造、運搬、建設の途中でどれほどの CO ₂ を出しているだろうか ここで立ち止まり、陸にも海にも風車はいらないと訴えている住民の声を真摯に受けとめ、この事業計画を白紙にしてくださるように願ってやみません	騒音、超低周波音及び風車の影については、周辺の既存及び計画中の風車による累積的な影響についても考慮し、調査、予測及び評価を実施する計画です。 渡り鳥を含めた鳥類（一般鳥類、希少猛禽類、渡り鳥）はアセスの対象としており、現地調査を実施し（一般鳥類、渡り鳥は 1 年間、希少猛禽類は 2 年分の繁殖期を含む 22 ヶ月間）、予測評価を行った後、専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。鳥類の専門家は秋田県在住の 2 名を予定しており、適切な評価が可能と考えております。 地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）をはじめとした数々の研究機関等により、人間活動に起因した温室効果ガスの増加を主要因として、過去 2,000 年間程度の中での気候変動と比較し、自然には起き得ない温暖化が起きていると結論づけられています。再生可能エネルギーに限らず、昨今の物価上昇や国際情勢の不安定化などを背景に、事業環境が厳しくなっていることがあります。今後も地球温暖化対策の一つとしての再生可能エネルギー事業の推進に取り組む所存です。 縦覧場所に設置しているのはアセス法に係る方法書、意見書、意見箱等であり、再エネ特措法に係る意見記入用紙等は設置しておりません。再エネ特措法に係る意見記入用紙の配布は住民説明会のみとなります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>以上</p> <p>追伸 由利本荘市役所の窓口には“法律が変わったので”と言う「住民説明会に対するご意見・ご質問記入用紙」も「封筒」もありませんでした。 なぜないのでしょうか？おこたえ下さい。</p> <p>*住民説明会は、地元住民が直接事業者様と対面できる、貴重な時間であり、機会です。</p>	
13	<p>海にも山にも、もうこれ以上風力発電はいりません。原発もいりません。途中で消えてしまう電力は、使用地のなるべく近くで、小水力などを進めるべきだと思います。</p> <p>補助金をつぎ込んで健康被害者をふやさないでください。</p> <p>経済の発展より、人間が人間らしく生きれる社会を作るのが先だと思います。</p>	事業の検討においては、地域の皆様方へのご説明を尽くし、ご意見を伺いながらより良い事業となるよう努めてまいります。
14	<p>配慮書についての意見書を以前提出させていただいた。今回的方法書を読んでも、再可エネルギーによる人為的二酸化炭素削減を目的にしているとはいえないことは明らかであり、単に投資事業でしかないと思うが、とりあえずアセスに対する意見を述べる。</p> <p>事業実施に反対であるが、どうしても推進するというならば以下の点について特に考慮しながら時間をかけてアセスを実施して欲しい。</p> <p>1) 住民への健康影響に対する累積的影響を調査すべきである。すでに本市には風力発電機が相当数稼働しているし、隣接する市への風車の渦動も非常に多いからである。</p> <p>2) 景観 すでに十分悪影響が出ている。特に景観を重要視する鳥海山・飛島ジオパークなどのエリアにおいてはかなりの不満が出ている。観光客からの調査が不十分。事業者による調査を実施しているとは思えない。景観に対する住民等の意見を聞くべきである。</p> <p>3) 植生の問題 二古のヤブツバキ、親川の北限のタブノキ群落への影響が大きい。秋田県自然環境保全条例の規定に含まれて、鳥海山・飛島ジオパークにおける重要なエリアに属しているのだから地域の植生への影響も調査対象にすべきである。</p> <p>4) 鳥類等への影響 もはや事業エリアだけのアセスだけでは評価できないほど秋田県内には風車が立ち並んでいる。現在の風車稼働によってどのような影響を渡り鳥が受けているのかも調査すべきである。調査対象、期間が少なすぎる。</p> <p>5) 地質の問題</p>	<p>1) 騒音、超低周波音及び風車の影については、周辺の既存及び計画中の風車による累積的な影響についても考慮し、調査、予測及び評価を実施する計画です。</p> <p>2) 景観についてどう感じるかは個人差が大きいため、フォトモンタージュの作成や垂直視角の計算(圧迫感等の評価)等の客観的な予測評価を実施し、専門家に意見を伺う予定です。なお、景観については、公園や海水浴場等主要な眺望点 10 地点及び周辺の集落等日常的な視点場 4 地点を調査地点としています。</p> <p>3)、4) 本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>5) 地質については、地質調査を実施して詳細を把握し、安全に問題のないように風車位置や風車基礎設計、土木設計等を進めております。なお、環境影響評価における「地形・地質」は「学術上または希少性の観点から重要なもの」であることから、安全面に係る地質の調査等の情報について</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>注意すべき地すべり地域が相当含まれている。調査の対象になっていないのはおかしい。昨今の流水の影響で地盤がさらに脆くなっている箇所もある。重複なしというが、地層は地下でつながっているのでしっかり調査すべきである。調査期間、回数ともに少ない。</p> <p>6) 電磁波特に電波障害項目の追加希望 希望したが調査対象になっていない。再検討してアセス実施項目に入れて欲しい。</p> <p>7) 大気低速攪乱かく乱による環境影響項目の追加希望 これも以前希望した通り。現地に住んだことのない人は全く分からぬはずだ。長期にわたる調査対象にすべきである。理由は以前のべた。</p> <p>【まとめ】 現段階の「方法書」を読む限り、「配慮書」のときに提出した項目があまり取り入れられていない。風発事業が大きく見直されつつある理由の一つに環境破壊が大きく取り上げられている。したがって、本事業におけるアセスメントを根本からやり直すか、事業を断念すべきと考える。日本国内における事業拡大ではなく、海外のために開発途上で電力不足の国々へ事業を拡大すべきではないか。この事業は市場原理に基づいた投資事業で、地球温暖化防止に効果があるとはもはや言えないことが明らかになっているから。 再度記載するが、秋田県内の電力は充足しており、集中分散型未来エネルギー構想の観点からも本県での事業を推進すべきではない。</p>	<p>は記載しておりません。</p> <p>6) 一般的な風力発電事業で想定される環境影響は参考項目として規定されており、これに個別の事業特性及び地域特性を勘案してアセス項目を選定しています。電波障害は風力発電事業の参考項目として規定されていないことからアセス項目として選定しておりません。なお、電波障害については各種関係機関への確認を進めしており、その結果を基に風車配置などの検討を進めています。また、電磁波についても同様にアセスの参考項目として規定されておりません。風力発電機や送電線等から発せられる電磁波についても、その値が非常に低いことや、WHO ファクトシート No. 322 における超低周波電界及び磁界への暴露評価において、本質的な健康問題がないことや明らかな健康影響を証明する科学的証拠がないことが報告されていることから、アセス項目として選定する必要はないと考えます。</p> <p>7) 一般的な風力発電事業で想定される環境影響は参考項目として規定されており、これに個別の事業特性及び地域特性を勘案してアセス項目を選定しています。乱流（ウェイク）は風車風下方向 10D（ロータ一直径の 10 倍）程度内の風車の発電効率が下がることが確認されていますが、アセス項目としては選定しておりません。</p> <p>【まとめ】 環境影響については環境影響評価を通じて調査・影響予測・評価を行い、適切に環境保全措置を講じてまいります。また、本事業を通じて、わが国における地球温暖化対策、エネルギー自給率向上などの国のエネルギー政策上必要とされる全国的な再エネ導入目標達成と電源構成の多様化に貢献したいと考えます。引き続き、地域との共生を図りながらより良い事業となるよう努めてまいります。</p>
15	鳥獣保護区の場所に風力発電をたてて、自然破壊になるではありませんか。	「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p>
16	<p>由利本荘沖洋上風力発電事業を三菱商事は撤退した。理由はコスト問題だったが、それ以前に無謀な計画に住民の反対は大きかった。欧州とは比較にならない程の離岸距離に巨大な風車の乱立、冬場の強風、漁業への影響、現存の風車による健康被害者が更に増えるなど。御社の岩城風力発電計画も、地元住民への説明不足で不安が払拭されていない。難病患者が多く入院している秋田病院への影響、広大な自然破壊による動植物の生息地への影響、そして土砂崩れも懸念される</p> <p>大きな犠牲の割には、電気料は上がる一方、賦課金はいつまで続くのか。</p> <p>見渡す限りの風車群の秋田県には、もう風車計画を止めもらいたい。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家 11 名により 2013 年から 2016 年まで 9 回検討が行われています（別に分科会を 5 回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関する Q&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 11 年 7 月）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>大気保全局、平成 12 年 10 月)、ISO9613-1・ISO9613-2 (ISO 規格による騒音伝搬予測計算法) 等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>また、本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。</p> <p>また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、鳥類等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>景観についてどう感じるかは個人差が大きいため、フォトモンタージュの作成や垂直視角の計算(圧迫感等の評価)等の客観的な予測評価を実施し、専門家に意見を伺う予定です。なお、景観については、公園や海水浴場等主要な眺望点 10 地点及び周辺の集落等日常的な視点場 4 地点を調査地点としています。</p>
17	<p>1. 現在秋田県では熊が人里に現われ、多くの人身事故が発生している。事業想定区域付近でも同様である。住民は人間が余りに山に入り込むからではないかと言っている。まして、風車などが立てば熊の居場所がなくなり更にひどい状況になることを恐れている。風車は止めてほしい。</p> <p>2. 由利本荘市はすでに多くの風車が存在し、シンボルの鳥海山、日常見る山など景色が変わり、気分が悪くなっている。もうこれ以上は止めてほしい。</p> <p>3. 由利本荘市の提には毎年多くの白鳥が飛来する。市民は楽しみにしている。風車建設は白鳥などの渡り鳥にも影響があるのではないかと思う。一羽でも風車にぶつかるようなことがあつたらかわいそうである。事業想定区域は鳥獣保護区指定となっている。人間だけの自然でない。人間にとっても、鳥などと共に住むことが精神的にもよい。風車は止めてほしい。</p> <p>4. 風車が一杯立っている所の人は風車の音がうるさいと言っている。岩城の場合もそうなるのではないか。風車が回るたびに騒音があつたら、心安らかに暮らせない。止めてほしい。</p>	<p>1. 風力発電所の開発については、山地内における風力発電機の設置やアクセス路の造成などが想定されますが、設計においては改変面積が最小となるよう検討いたします。また、風力発電機の稼働によって動物が山地から街中に移動するといった影響は確認されておりません。なお、近年のクマの出没の増加要因としては、クマの個体数の増加やブナ等のドングリ類の豊凶によることなどが挙げられています。</p> <p>2. 景観についてどう感じるかは個人差が大きいため、フォトモンタージュの作成や垂直視角の計算(圧迫感等の評価)等の客観的な予測評価を実施し、専門家に意見を伺う予定です。なお、景観については、公園や海水浴場等主要な眺望点 10 地点及び周辺の集落等日常的な視点場 4 地点を調査地点としています。</p> <p>3. 「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>渡り鳥を含めた鳥類（一般鳥類、希少猛禽類、渡り鳥）はアセスの対象としており、現地調査を実施し（一般鳥類、渡り鳥は1年間、希少猛禽類は2年分の繁殖期を含む22ヶ月間）、予測評価を行った後、専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。鳥類の専門家は秋田県在住の2名を予定しており、適切な評価が可能と考えております。</p> <p>4. 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています（別に分科会を5回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p>
18	<p>自然環境破かいエネルギーなどありえない。 山を壊し川を壊し、海を壊しながら作る事は未来に負の遺産を残すことになる。 人間の力で回復させる事などできない。 即刻中止すべきだ！！</p>	<p>本事業は法に基づいて環境影響評価を行い、必要な環境保全措置を検討・実施することによって環境影響を可能な限り小さくするよう努めてまいります。また、事業や環境影響評価の内容についてアセス図書の縦覧や住民説明会を通じて地域の方々にできる限りご理解いただけるよう努めるとともに、ご意見を頂戴しながらより良い事業となるよう進めてまいります。</p>
19	<p>鳥獣保護区に風車を立てる事に反対します。 また土砂災害の危険も増大します。そのことも心配しています。</p>	<p>「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>また土砂災害についても、環境影響評価とは別に地質調査等を行い、その結果などを基に土砂災害が発生しないように風車の基礎設計や土木設計を行い、災害が発生しないように事業を進めてまいります。</p>
20	<p>1 先日の説明会では貴社のビジョンのメリットは紹介していましたがデメリットはありませんでした。風力発電を建設するために広大な土地と自然形態を再生できない位に破壊してまで実行するためのデメリットをお聞かせください。</p> <p>2 岩城地域で生活している住民そして今の自然豊かな大自然を求めて移住している住民に対してのメリットはなんですか？</p> <p>①山崩れした土地で生活していく二者の環境アセスのメリットはなんですか？</p> <p>②そこで生きる住民への恩恵はなんですか？</p> <p>③貴社がこの度の事業をしていくメリット&デメリットはなんですか？</p> <p>貴社の金儲けのために地域住民は多方面で恩恵ではなく損害を受けます。この損害は未来の子ども達へ引き継がれます。それでもこの事業を行う地域住民への利益はなんですか？</p> <p>3 健康被害者の悲鳴はこの地域からもです！未だに風力発電から出る低周波音や超低周波音の健康被害者との因果関係は科学的には照明されていません。しかし説明会でも0でなく増えていますと具体的な人数や症状も紹介しました。録音ビデオカメラで再生確認を。この健康被害の問題は大きく二つです。</p> <p>一点目：家族間の理解問題 花粉症のように体調不良が継続しつつ、ある日突然「めまい」「ドキドキ感」「我慢できない頭痛」が不眠症と共に発症します。でも人の体质や自己免疫力と関係するので家族でも発症には差があります。やがて孤立者も出てきます。</p> <p>二点目：睡眠障害は健康ではいられなくなる 人は寝ている間に修復され健康を維持できます。でも</p>	<p>1 本事業の検討においては、伐採や造成などの改変を行う範囲を最小化し、環境への影響を極力小さくするよう進めてまいります。</p> <p>2 本事業は、わが国における再エネの導入促進に寄与し、温室効果ガスの排出量削減に資するものと考えます。岩城地域にお住いの方々への直接的なメリットとしては、地権者の方々に対しては土地の有効活用や固定資産税の納付などが挙げられます。今後、行政や岩城地域にお住いの方々とのご相談を踏まえて、より良いメリット（地域貢献）について検討してまいります。</p> <p>3 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※）によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」としています。 ※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています（別に分科会を5回開催）。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。 また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>風力発電から出る低周波音や超低周波音を毎日毎日影響を受け「眠りが浅いノンレム睡眠」の、うとうとはかなりの人体へ悪影響があります。神経系統を蝕ばむのです。</p> <p>この大きく二つの問題への保証制度を求めます。企業として具体的な内容をお示し下さい。</p> <p>風力発電建設地がゴーストタウンにならないために以上の対策を早急に講じてください。貴社だからお願いができます。初めてお会いし対面でお一人お一人と会話し、人情味を感じました。前頭葉同志のコミュニケーションができる内に。</p>	<p>発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音（※）と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成11年7月）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成29年5月）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成12年10月）、ISO9613-1・ISO9613-2（ISO規格による騒音伝搬予測計算法）等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>また、騒音、超低周波音等については、周辺の既存及び計画中の風車による累積的な影響についても考慮し、調査、予測及び評価を実施する計画です。</p> <p>なお、これら調査・予測・評価の手法・結果等については、環境影響評価の各段階において、各種専門家により構成された県及び国それぞれの審査会により、適切に審査を受けることになります。</p>
21	<p>計画段階環境配慮書に対する意見でも述べたとおり、対象事業実施区域（以下、計画地）はその大部分が「道川鳥獣保護区」や保安林に指定されており、豊かな里山環境となっている。ここは鳥類のみならず多くの生物の重要な生息地になっており、その存在はこの地域の生物多様性の維持に大きく寄与している。この区域に巨大な風力発電施設を建設することは、開発によって野生生物の生息環境の破壊と悪化をもたらし、生物多様性の危機を招く行為であり、生態系保全の観点からも当該事業を容認することはできない。本方法書に基づく現地調査を行うことなく、現時点で事業の継続は断念するべきである。</p> <p>以下に、我々が事業に反対する理由に加え、貴社が事業を続行する場合に備えて方法書の記載内容についての意見を述べるが、これらの意見は準備書の段階に進むことを容認するものではない。</p>	<p>〈反対の理由〉</p> <p>1. 「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>〈反対の理由〉</p> <p>1. 鳥獣保護区の多くが計画地に含まれている 鳥獣保護区は鳥獣保護を目的として指定されている場所であり、風力発電施設の候補地からあらかじめ除外されるべき場所である。本事業は計画地の大部分が道川鳥獣保護区と重なっているという前例のない計画であり、自然保護団体として認めることはできない。鳥獣保護区を計画地から完全に除外できないのであれば、この事業は白紙撤回るべきである。</p> <p>2. 希少猛禽類の生息地である 方法書 p81~82 表 3.1-54(1)・(2)に記載されているように、計画地はミサゴ（準絶滅危惧）、ハチクマ（準絶滅危惧）、サシバ（絶滅危惧 II 類）、ノスリ、ハヤブサ（絶滅危惧 II 類、国内希少野生動植物種）等希少猛禽類の生息地となっている。これらの鳥類は夏季に日本野鳥の会秋田県支部（以下、県支部）会員による目撃情報があることから、実際に計画地近隣で繁殖していることは確実である。また、クマタカ（絶滅危惧 I B 類、国内希少野生動植物種）も過去に計画地の近くで営巣例があり（注 1）、その後も県支部会員によって計画地近隣でしばしば目撃されていることから計画地及び近隣で繁殖している可能性が高い。 クマタカの生息地に風力発電施設を建設した他社の事例では、風車の稼働後、クマタカの飛翔確認数及び繁殖成功率が低下したことが事後調査で報告されただけでなく、1 羽が衝突によって死亡する事故が生じている（注 2）。クマタカの繁殖は 2 年に 1 回で、1 回に育てる雛は 1 羽のみという低い繁殖率の希少猛禽類で、絶滅の危機に瀕している鳥類である。風車の供用は高い確率で鳥類の衝突や繁殖率の低下が起きることが懸念されるため、クマタカの生息が認められた場合、本事業計画は中止するべきである。</p> <p>3. 鳥類の移動を阻害する 計画地は方法書 p93~95 及び p101 にあるように、ハチクマ、サシバ、ノスリをはじめとする猛禽類の渡りルートになっている。県支部会員の調査では、秋季において計画地の由利本荘市岩城亀田でハチクマ・サシバ・ノスリの渡りが確認されている（注 3）。また、方法書 p101 にあるように、計画地にはガン・カモ・ハクチョウ類の渡りの経路がある。具体的にはヒシクイ（天然記念物、亜種オオヒシクイ：準絶滅危惧、亜種ヒシクイ：絶滅危惧 II 類）、マガソ（天然記念物、準絶滅危惧）、シジュウカラガン（絶滅危惧 I A 類、国内希少野生動植物種）、ハクガン（絶滅危惧 I A 類）などの希少なガン類及びハクチョウ類にとって、宮城県伊豆沼や新潟県福島潟などの越冬地から中継地である八郎潟干拓地に移動する際の重要な移動経路となっている。このことは山階鳥類研究所による GPS を使った調査でも確かめられている（図 1）⇒添付 2。ガン・ハクチョウ類の移動は本格的な北帰行の時期だけでなく、越冬期に何度も越冬地と中継地の間の移動が繰り返されるため、計画地を通過する頻度が高い。その他にもスズメ目の小鳥類をはじめとする多</p>	<p>門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>2., 3. 希少猛禽類を含めた鳥類（一般鳥類、希少猛禽類、渡り鳥）はアセスの対象としており、現地調査を実施し（一般鳥類、渡り鳥は 1 年間、希少猛禽類は 2 年分の繁殖期を含む 22 ヶ月間）、予測評価を行った後、専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。鳥類の専門家は秋田県在住の 2 名を予定しております、適切な評価が可能と考えております。</p> <p>4. 本事業計画では、可能な限り改変面積を最小限に抑える予定です。また、専門家ヒアリングについては鳥類だけでなく、鳥類同様に秋田県在住の哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等の専門家から十分な助言を得た上で適切な評価を行う予定です。 なお、調査・予測・評価の結果等については、環境影響評価の各段階において、各種専門家により構成された県及び国それぞれの審査会により、適切に審査を受けることになります。</p> <p>〈方法書に対する意見〉</p> <p>1) 渡り鳥を含めた鳥類（一般鳥類、希少猛禽類、渡り鳥）の調査手法については、秋田県在住の専門家 2 名から助言を得ています。専門家の一人は大学の名誉教授で、レッドデータブックの検討委員や環境影響評価の審査委員を務めた経験もあり、調査計画は適切であると認識しています。しかしながら渡りの時期の変動を考慮し、1~2 月にも渡り鳥の調査を実施することを検討します。</p> <p>2) 猛禽類の営巣地調査については、細心の注意を払って実施します。</p> <p>3) 生態系の典型性注目種としては、対象事業実施区域の多くを占める樹林だけでなく、耕作地や河川の動植物（土壤植物、</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>くの鳥類が渡りの際に移動経路として計画地を利用してい。沿岸部に近いため、計画地付近では日本で繁殖や越冬をしない旅鳥もしばしば観察され、渡りを行う鳥類全般にとって重要な移動経路となっている。</p> <p>計画地は東西方向に広がっており、風車の配列は渡り鳥の南北方向の飛翔と直交することから、渡り及び越冬期間の鳥類の移動を大きく阻害する。また、渡りの際に、単に上空を通過する個体だけでなく、計画地近辺で休息のために滞在し、計画地付近を出発点として飛び立つ個体群が存在するが、これらの個体群が飛び立つ際には上昇気流を利用して上空に舞い上がる際に旋回しながら尾根付近を通過する。稜線上の風車の存在は、この動きを阻害し、衝突事故を誘発する可能性がある。</p> <p>渡り鳥の行動範囲は、大陸や海洋を跨ぐほど非常に広範囲に及ぶため、風車建設予定地だけでなく日本各地及び渡去先の国々に及ぶ広域の生態系に大きな影響を及ぼす恐れがある。渡りの重大な疎外要因となる本事業計画は中止するべきである。</p> <p>4. 大規模な改変により生息地が消失する</p> <p>計画地の風車設置予定地は、大きな道路や人工物がほとんどない連続性のある山林である。風車設置予定地には現時点で大きな既存道路がほとんどないことから、新たに風車を設置するための作業用道路を多数建設する必要が生じる。貴社の計画では出力最大 6,600 kW、高さ最大 226m という国内では建設事例のない規模の風車を採用予定としており、建設に伴う土木工事も大規模なものになることが予想される。地中深く掘削する必要のある風車本体の建設ヤード、取り付け道路、土砂災害防止のための防護壁や排水施設等の工作物の新たな建設は現況の地形を激変させ、生態系にも大きな影響を与える。方法書 p74 によると計画地の土壤は土砂崩れの起きやすい泥岩で構成されているため、より一層の補強工事が必要となる。これらの大規模な地表の改変は、地表近くに造巣する鳥類であるヤマドリ、ヨタカ、ウグイス、コルリ、オオルリ、センダイムシクイ、ミソサザイ、ホオジロ、ノジコ（準絶滅危惧）などの繁殖場所の喪失につながる。また、工事に伴う樹木の伐採は、樹上や樹洞に営巣する鳥類の繁殖場所を奪うことになる。さらに、鳥類の餌資源となる昆虫・爬虫類・植物にも影響を与える。鳥獣保護区であるこの区域でこのような大規模な改変工事は行うべきではない。</p> <p>このような大きな改変を行う本事業は、この区域に生息する生物に重大な影響を与えることが明らかであり、方法書の調査を行う前に中止するべきである。</p> <p>〈方法書に対する意見〉</p> <p>方法書に進む場合の問題点を挙げる。</p> <p>1) ガン・ハクチョウ類の越冬期調査がない</p> <p>方法書 p362 によると貴社は渡り鳥調査を、3~5月、9~11月に各月 2 回（計 12 回、各回は 3 日程度）行うことがあるが、これではガン・ハクチョウ類の越冬期の動きを把握することができない。近年の傾向としてガン・ハクチョウ類の越冬地と中継地の往来は早い時には 1 月から</p>	<p>昆虫類、小動物、種子、果実等) を採食することからあらゆる生態系の情報が得やすいタヌキを選定しています。また、昆虫類の調査も並行して実施する計画です。</p> <p>4) 本事業計画では、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑える予定です。</p> <p>5) 衝突確率の計算については、一般的に風力発電の予測で用いられる環境省モデル及び由井・島田の球体モデルを使用しますが、これらのモデルの計算パラメーターに気象条件は含まれておりません。濃霧による影響として回避率の低下が考えられますが、気象条件と回避率の低下の関係性を示す詳細なデータが存在しないため、定性的な予測評価を実施するものとします。</p> <p>6) 鳥類の累積的影響の予測については、現地調査結果の解析や類似事例の参照等により、専門家の助言を踏まえて適切に実施する予定です。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>始まり、2月に最も活発になることが多く、特に積雪の少ない年にはこれが顕著となるので、2月の調査は必須である。調査日程は宮城県及び岩手県におけるガン・ハクチョウ類の動向やその年の積雪状況を把握しながら臨機応変に設定し、必要とあれば1月にも渡りの定点調査を行うべきである。</p> <p>ちなみに由利本荘市においては、2023年春は2月末、2024年は2月上旬にガン類の主だった北帰行は終了している。暖冬だった2024年は例年になくガン類の動きが早く、1月30日には支部会員が4770羽のガン類が由利本荘市子吉川下流域を通過して北上したのを観察している（表1）⇒添付1。</p> <p>このような事例があることから、3月から渡りの調査を開始したのでは、渡りの最盛期を逃す可能性があり、正確な評価ができなくなる。ガン・ハクチョウ類の渡りのピークをとらえ、最大の飛翔数をもって評価を行うためにも1月から越冬期の調査を相当日数確保するべきである。</p> <p>冬至が過ぎ、昼間の時間が長くなると鳥たちの渡りの衝動が次第に高まり、暖かい日があるとそれが引き金となり渡りが行われることが知られている。近年は、冬期間の気温上昇がきっかけとなり、宮城県で越冬中のガン類の多くが、中継地の秋田県まで移動した後、積雪のために再び宮城まで戻るという行動を繰り返すようになった。このような行動はこれまでの渡り調査では把握困難なので、新たな体制での調査を行うことが不可欠である。</p> <p>2) 猛禽類の営巣地調査は、調査圧によって営巣放棄・育雛放棄に至ることがあるため、本来行うべきではない。行う場合は細心の注意を払うこと。</p> <p>3) 生態系の項で、上位種の猛禽類だけでなく典型性注目種である森林性小鳥類も生態系において重要な役割を果たしていることから調査を実施し、影響を評価すべきである。その際に鳥類の餌資源となる昆虫類についても関連付けて調べること、また改変によってどのような影響を受けるかを評価すること。</p> <p>4) ミサゴが好んで営巣に利用するマツが最近の松枯れで減少している。計画地内に存在するアカマツは手をつけるべきではない。</p> <p>5) 風力発電機の視認性について 朝夕の霧の発生時や悪天候時に風力発電機の一部または全部が視認できなくなるケースがある（写真1）⇒添付3。特に海岸沿い・山間部・丘陵地帯においてこのような現象がよく生じている。特にブレードの一部だけが部分的に見えないケースにおいては、鳥類が飛翔するのに十分な視界があるにも関わらず、風車の一部だけが見えないことによって、鳥類が風力発電を回避できない恐れが生じる。衝突確率について考えるとき、このような要素が含まれていないため実際での衝突が多くなっている可能性がある。計画地の年間の霧発生率を調べ、これ</p>	

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>を衝突確率の計算式に入れるべきであると考える。</p> <p>6) 対象事業だけでなく、周辺の他の事業によって生じる累積的影響を評価すべきである。</p> <p>計画中、または建設途中で稼働実績のない風力発電施設の影響は予測が困難であるが、海外事例なども参考にしながら慎重な予測評価をすべきである。他の事業の環境影響評価のデータを可能な限り入手し、累積的影響について他の施設事業者とともに協議して評価することを求める。</p> <p>今回の意見書に記載されている意見等は短縮・省略してまとめるところなく、原文のまま掲載すること。また、添付の図も掲載することを求める。配慮書の時には掲載した図が方法書の住民意見の概要には掲載されていなかつたが、このようなことのないように求める。</p> <p>以上</p> <p>注1) 小笠原嵩. 2004. 秋田の貴重猛禽類. 秋田魁新報社. 注2) 2023年6月 JRE 鶴岡八森山風力発電所の5号機付近 注3) 日本野鳥の会秋田県支部HP. タカの渡り速報 tantyoakita.la.coocan.jp/2023-takanowatari.html</p>	
22	<p>風車後流による健康被害の恐れ及び生態系破壊の恐れ、景観悪化の恐れがあることから本計画の撤回を求めます。</p> <p>■風車後流（wake）</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています¹⁾。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています（D:ローター直径）[例えば²⁾]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面的研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径（D）は 117～172m です [方法書表 2.2-1]。従って風車から 2 km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。</p>	<p>■風車後流（wake）</p> <p>本事業の風車配置検討においては、風車後流（ウェイク）を考慮して発電量の低下を極力減らすようにしています。また、風車後流は、風により風車のブレードが回転することにより、風のエネルギーが電気エネルギーに変換されることによって風速が低下します。風車の風下においては風向が乱れることはありますが、風速がより大きくなるものではなく低下するものであることから、施設などの物体に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>風車設置検討範囲から 2 km以内にある配慮が特に必要な施設を以下に示します [方法書 表 3.2-15]。</p> <p>⇒添付 4</p> <p>風車はこれらの施設から 2 km以上離してください。</p> <p>風車設置検討範囲から最寄りの住宅等までの最短距離は 428m です [方法書 p. 3-116]。近すぎます。また、風車設置検討範囲から 2 km以内には多くの住居が存在します [図 3.2-7~図 3.2-9]。隔離距離に関する住民からの意見に対して、貴社は由利本荘市のガイドラインを遵守する旨回答していますが [方法書 p. 7-22 又は要約書 p. 127No.16, No.18]、「水平距離で地上とブレードの最高点との長さの 3 倍以上、又は、その距離が 300 メートルに満たないときは 300 メートル以上」という由利本荘市のガイドライン自体、隔離距離不足による弊害を過小評価しており改める必要があると考えます 3)。</p> <p>対象事業実施区域のほとんどは道川鳥獣保護区から 2 km の範囲内にあります [図 3.1-12]。</p> <p>道川鳥獣保護区と保安林によって構成される自然環境のまつりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です [図 3.1-29]。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を設置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case" , Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Pena, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rethore, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</p> <p>2) 「湾岸における風力発電について—湾岸の管理運営との共生のためのマニュアル—ver. 1」平成 24 年 6 月 国土交通省湾岸局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</p> <p>3) 由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン https://www.city.yurihonjo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/376/guideline.pdf</p> <p>■景観</p> <p>日常的な視点場として 4 地点が選ばれています [表 4.3-30, 図 6.3-24]。少なすぎます。対象事業実施区域の周りには選ばれていない多くの集落が存在します。小字につき最低一ヶ所選択してください。他事業の環境影響評価図書において、景観の調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる場合が散見されます。そのようなことがないように、まわりを探索して最もよく視認できる</p>	<p>し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です(現地調査の計画段階にも意見を伺っています)。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p> <p>■景観</p> <p>風力発電所の法アセスは、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 7 年)に準拠した調査手法を選定することとされています。手引では日常的な視点場は調査対象としておらず、調査地点については「主要な眺望点のうち数地点～10 地点を標準」としています(本方法書では 10 地点を選定)。しかしながら日常的な視点場の必要性を考慮し、本方法書では主要な眺望点が存在しない方角や北サイトと南サイトに挟まれた集落から代表として 4 地点を選定しています。景観の調査地点については、ご指摘のとおり、調査地点周辺を踏査し、対象事業実施区域の方向がよく視認できる場所を選定いたします。なお、景観の調査地点の選定については、秋田県在住の専門家に意見を伺って判断しています。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>場所を選んでください。アンケートを取って各地区からの希望を反映して眺望点を選択するのがより良い方法と考えます。</p> <p>以上</p>	
23	<p>【①健康被害評価と補償体制の欠如（弱者保護含む）】</p> <p>本方法書には、騒音、風車影等による健康被害・生活影響に対する調査方法・評価基準が示されているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人体への慢性的・心理的影响の評価 ・被害発生時の補償制度や責任主体 ・継続的モニタリング体制 <p>が欠落している。</p> <p>特に高齢者、持病者、幼児、妊婦など、健康弱者への具体的対策や補償制度、医療的支援体制が一切示されていない。</p> <p>「一般基準を満たしているので問題ない」という判断では不十分である。</p> <p>また、説明会時に御社から「風力発電による健康被害は実際に発生していることは認めている」と説明があったが、「低周波と健康被害については因果関係が医学的に認められていない」とのこと。健康被害の発生について認めているのであれば、発生した際の具体的な補償とその認証手順を定め、それをもとに市民の健康被害の準備を行った上で、事業を開始すること。事業者側の「健康被害があった際は、保証します」の回答では不十分である大きな問題は、「低周波と健康被害は医学的に因果関係があると認められていない」現状で、低周波による健康被害が発生した場合、法的面からも市民が守られる手段が極めて弱いのである。つまりは、事業者側が圧倒的に優位な立場にあり、強者と弱者（健康被害者）という関係性があることは明らかであり、その点が平等程度に改善されるまでは本事業は進めることは絶対に許されない。事業者の責任として、①あらゆる健康被害を予測し、②それに対する補償手順を構築し、③事業として補償予算を見込むこと、その上で事業を進めることを求める。</p> <p>【②住民参加手続きの形骸化・周知不足・意見受付不備】</p> <p>本事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2km圏内の住民に説明資料が配布されていない ・説明会告知や情報公開が限定的で、市民の認知率が極めて低い ・意見受付ボックスの管理・受理不備がありながら、事業者から謝罪もなかった <p>など、住民参加手続きが形骸化している。</p> <p>住民側が「意見を出さなかった」ことを理由にする前に、事業者自身の周知義務の不履行を正すべきである。事業者による説明会において、住民からの意見・質問に対する明確な回答がなされず、対話の姿勢に欠けていた事実が確認されている。再度、説明会を開催し直すことを求める。また、質問の回数を1回に限定するなど、市民が十分に理解できる説明責任を逸脱している。少なくとも開発2km範囲の住民には開発資料を配布する、最新</p>	<p>①「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会※)によると、「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられます。」としています。</p> <p>※国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られたデータから、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により2013年から2016年まで9回検討が行われています(別に分科会を5回開催)。議事録や資料は環境省のウェブサイトで確認できます。</p> <p>また、環境省ウェブサイトの「低周波音問題に関するQ&A」では「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音（交通騒音等）と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とあります。</p> <p>これらから法アセスでは風力発電施設からの超低周波音は参考項目（アセスで一般的に選定される項目）から外されていますが、本事業では住民の方々から不安の声が上がっていることを踏まえ、騒音及び超低周波音をアセス項目として選定しております。</p> <p>本アセスの騒音、超低周波音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成11年7月)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年5月)、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁大気保全局、平成12年10月)、ISO9613-1・ISO9613-2(ISO規格による騒音伝搬予測計算法)等、国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>②本説明会は法に定められた方法だけではなく複数の方法で告知しています(新聞公告、広報誌掲載、ホームページ掲載、周辺地域へのダイレクトメール)。また、岩</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>の開発資料を閲覧できる状態（行政に置くなど）にしなければ、後に本地域に移住してきた者が開発を熟知・理解する方法が遮断されており、十分な説明をしている姿勢とはいえない。</p> <p>環境影響評価法第3条にある「住民等との意見交換」および「公正かつ適正な手続き」の趣旨に照らし、再発防止策と改善された説明方法（質疑応答の記録公開、回答期限の明示等）を求める。</p> <p>【③土砂災害リスク評価不足】 計画地は急傾斜地・崩壊危険箇所を含む可能性があるが、 • 土砂災害警戒区域との重複調査 • 造成工事による地盤変動リスク • 近年増加している局所的な豪雨時の土砂流出シミュレーションなどの評価が行われていない。開発によって人命・下流域への被害を誘発するおそれがある。</p> <p>【④他事業との相互影響評価なし】 環境大臣意見にもある通り、近隣の他風力発電事業との累積影響（騒音、低周波、鳥類、風況変化など）の評価が行われていない。 単独評価では不十分であり、広域的な総合評価を求める。 さらには説明会時には「他企業の情報を入手することはできない」と述べており、大臣意見に指摘されている他風力発電事業との影響調査を行う意志が欠落していると判断する。体制、意識の改善を早急に求める。</p> <p>【⑤豪雨・水害リスク評価の不備】 由利本荘市内では、近年、床下浸水や農地冠水被害が多発しているが、 • 森林伐採による保水力低下 • 流域治水への影響 • 気候変動に伴う局地的豪雨の頻度上昇 を踏まえた評価が示されていない。水文学的評価が具体性を欠く。過去の降雨データではなく、気候変動予測を含む将来試算を求める。</p> <p>【⑥生態系破壊の総合評価不足（クマ問題含む）】 本方法書では動植物調査が個別に触れられているのみで、 森林破壊→土壤流出→保水力低下→植生変化→動物の移動・絶滅→糞による土壤微生物循環の変化 という生態連鎖全体の破壊リスクを考慮した記述がない。 特に、 • 森林改変によるクマの移動・出没リスク • 巣穴場所の変化 • 民家への出没確率上昇 についての評価が欠落している。クマに関しては2025年は死者が多発する全国的な大問題になっており、本開発との関連性と影響調整は重要項目であるが、評価方</p>	<p>城地区の方々については全町内会長様へ説明会に関するご連絡を行い、再エネ特措法のガイドラインに基づいて周辺地域住民の方々へダイレクトメールを送付して説明会開催についての周知を行いました。また、9月28日の岩城会館における説明会においては、1時間の質疑応答の時間を設けていましたが、さらに1時間延長しての質疑応答を行っております。</p> <p>③環境影響評価においては土砂災害に係る項目はアセス項目として選定されておりません。なお、本事業においては、航空測量による地すべり地形の解析・把握や、ボーリング調査による地質の状況の把握などにより土砂災害リスクを評価した上で、風車基礎形状の決定・設計や土木設計を行い土砂災害の防止に努めます。</p> <p>④本方法書 p.6-14 に記載している通り、累積的影響についても予測評価を実施いたします。</p> <p>⑤風力発電所の法アセスは、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和7年）に準拠した調査・予測・評価の手法で実施することとされています。予測は基本的に現地調査により現況値を実測し、事業計画による寄与値を加算して将来値とします。累積的影響についても同様の事業である風力発電事業のみが対象であり、事業計画以外の要因（気候変動等）による影響は予測評価の対象とはしておりません。本アセスは国や国際機関で認められている調査・予測・評価の手法を用い、適切に実施いたします。</p> <p>⑥森林破壊や土壤流出については改変面積の最小化や沈殿池等の適切な環境保全措置を計画し、それらを踏まえて動植物や水の濁りの予測評価を実施します。また、生態系としても上位性や典型性を対象に予測評価を実施します。熊については工事や風車の稼働によりどの方向に移動するのか等予測するのは難しいですが、類似事例を調査し、専門家の助言を受ける予定です。</p> <p>⑦⑧環境影響評価は、事業実施に伴う環境への影響を事前に調査・予測・評価し、適切な環境保全措置を講じることを主な目的としていることから、事業によるメリットや経済的便益、費用便益分析等に関してご説明しておりません。地域貢献等につ</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>法が極めて脆弱である。</p> <p>【⑦三方よしの視点欠如】 本事業が「事業者、地域住民、自然環境」の三者にとって有益であるという説明がない。 メリットを事業者の経済利益に偏らせず、環境負荷と地域利益のバランスを評価すべきである。</p> <p>【⑧メリット・デメリット比較欠如】 地域経済への利益（税収、雇用、電力利用、地域内還元）と環境負荷（伐採、騒音、水害、景観破壊）との比較が行われていない。 環境影響評価においては「費用便益分析」が必要である。</p> <p>【⑨送電先・売電構造の不透明性】 本事業で発電された電力が ・地域住民に恩恵として供給されるのか ・県外売電か ・FIT/FIP制度による利益が誰に入るのか が説明されていない。</p> <p>【⑩耐用年数・撤去負担の不明確さ】 風車の耐用年数（約20年）後に、 ・誰が撤去するのか ・撤去費用はいくらか ・原状回復義務は誰が負うのか が明示されていない。 地域に負担が残らないよう、保証金制度の導入を求める。</p> <p>【⑪過去事故のリスク説明不足】 秋田県内でもブレード飛散事故が発生しているが、 ・事故件数 ・被害内容 ・原因分析 ・補償制度 などの説明がない。</p> <p>【⑫事業者実績と風力発電全体の情報開示不足】 「他社のことなので説明できない」という姿勢ではなく、 ・風力発電事業全体の影響データ ・レノバ既存事業地の環境・健康・地域への影響実績を開示する責任がある。</p> <p>【⑬評価・監視・改善における第三者機関の義務化要請】 調査・環境評価・安全管理・事業運用を事業者自身が行うこととは、利益相反構造である。 よって、 ・環境評価段階での第三者検証機関の設置 ・稼働後の騒音・鳥類・水害・健康影響等のモニタリングを独立機関が行う体制</p>	<p>いては環境影響評価の枠外において、今後の事業計画の具体化に合わせて地域住民の方々や行政とご相談の上検討を進めてまいります。また、自然環境については環境影響評価を通じて環境保全措置等を検討してまいります。</p> <p>⑨本事業の売電先は確定しておりませんが、現時点では東北電力の系統に送電する予定です。</p> <p>⑩事業を終了する場合、風車等の撤去は事業者である弊社が実施します。撤去費用は今後事業計画が確定した時点で具体的となります。また、原状回復については法的な義務はありませんが、事業期間を通じて必要な撤去費用を事前計画に基づき積立、地権者や行政等との相談を踏まえて原状回復を行います。</p> <p>⑪環境影響評価は、事業実施に伴う環境への影響を事前に調査・予測・評価し、適切な環境保全措置を講じることを主な目的としていることから、事故に係る情報に關してご説明しておりません。風力発電所における事故等については、電気保安統計において毎年報告しております。最新の電気保安統計（令和5年）では、平成26年より毎年1件～5件の事故が報告されています（事故：感電等の人が死傷した事故、電気火災事故、破損事故）。</p> <p>⑫本事業の環境影響については、環境影響評価を通じて予測・評価を行い、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>⑬本事業の環境影響については、環境影響評価法に基づいて環境影響評価を実施してまいります。第三者による検証やモニタリングなどに関するご意見についてはご参考として受領いたします。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>・監査結果の公開義務を求める。</p> <p>本方法書は環境影響評価法の趣旨である「環境保全のための適正かつ合理的配慮」が十分に果たされていないと考えます。</p> <p>調査計画の見直し、住民説明の改善、影響評価の追加検討を強く求めます。</p> <p>以上</p>	
24	<p>本事業は、由利本荘市近傍に残る自然環境豊富な（秋田県が指定する）鳥類保護区をまるごと含んで計画された事業であり、環境保護の視点が一切感じられません。計画地周辺にはクマタカを中心とする希少猛禽類の生息地が広範囲に存在するだけでなく、冬季に南北を渡る水鳥の主要な経路です。また近傍には他社による同様の風力発電事業も同時進行しており、鳥類を中心とする野生生物への多大な累積的影響が心配です。</p> <p>「エネルギー自給率の向上」にも「地球環境改善」にも「地域の活性化」にも貢献しない無益な事業によって、貴重な自然環境が破壊されることは、住民にとって我慢ならないことです。即座に事業を中止することを強く要求します。</p> <p>以下、具体的に意見を述べさせて頂きます。</p> <p>1) 環境影響評価について</p> <p>方法書で重大な影響がありそうな自然環境のデータを提示しながら、その地域（しかも鳥類保護区）にかぶせるように事業を計画している本事業は、とても環境に配慮しているとは言えません。銀行向けの事業計画に環境データを添付しただけのものに見えます。計画地周辺は環境破壊の進む秋田県海岸地域にとってかけがえのない地域ですから、安易にビジネスの道具にしないでもらいたいです。</p> <p>配慮書段階で事前調査をやっておきながら、このような計画を提示する御社の見識を疑います。</p> <p>2) 風力発電事業の将来性</p> <p>再エネが地球環境保護に貢献すると言われている意味は、CO₂を排出しない自然エネルギー由来の電気で火力発電を置き換えることによりCO₂排出量を減らすことができるということですが、実際には、再エネが火力発電を置き換えることは不可能です。</p> <p>再エネは意のままにならない電力であり、時間変動の激しい需要に追随することは原理的に不可能です。発電量不足に備えて、裏で火力が稼働し続ける必要があり、CO₂は排出され続けます。再エネ施設をいくら増やしても火力をなくすることはできないわけです。再エネ電気の調整のために貴重な化石エネルギーを無駄に浪費するのはナンセンスであり、火力発電を効率化するか省電力技術を考える方がずっと理にかなっています。</p> <p>再エネ政策は、再エネ賦課金を国民から集め、これを再エネ発電業者FITという形で支払うことで金銭の循環をはかる経済政策であり、環境政策ではありません。再エ</p>	<p>1) 「鳥類保護区」は狩猟を禁止し、鳥類の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥類の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥類の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥類保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>2) 再エネは発電において化石燃料を使用せず、CO₂などの温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化防止に寄与するものです。また、調整力として火力をはじめとした別の電源が必要ではありますが、再エネにより発電した分はそれらの火力発電等を代替することになります。</p> <p>本事業の開発においては地域の方々と密にコミュニケーションを取り様々なご意見を頂戴し、より良い事業となるよう進めてまいります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>ネ先進国である欧州でもこの矛盾に気付く人の割合が近年増え、再エネ事業は曲がり角に差し掛かっています。我が国は、今後石炭税まで導入して国民負担を増やそうとしていますが、こんなことを続けていると経済破綻の危険性が高まります。世の中がこのように急激に変化するなかで、旧態依然の再エネ事業を続けている御社はとてもリスク一な状態と言えます。</p> <p>最近秋田県の再エネ開発の異常ぶりを訴える記事が全国的に多くみられるようになりました。事業者の強引な開発と地域住民無視には目に余るものがあり、再エネはネガティブキャンペーンになりつつあります。最近秋田で頻発する熊被害も再エネ開発による森林破壊と再エネ操業に伴う熊への圧迫が一因であるという意見もあります。売電収入だけを考える安易な再エネ事業を今後も続けていくと、そのうち足をすくわれると思います。</p> <p>方法書段階での白紙撤回を強く求めます。もしこのまま事業を開始して、クマ被害や周辺住民の騒音被害が今以上に増えれば、それは再エネのせいだと言われても否定することはできません。御社にその覚悟があるのでしょうか。</p>	
25	<p>対象事業実施想定区域はその大きな部分が鳥獣保護区と重なっており、まとまった緑が保たれた貴重な環境です。狩猟が禁じられているこの地域は、これまで動物が獵銃に脅かされることなく安心して生息することができたかけがえのない場所です。そこにブルドーザーを入れ、山を削り、樹木を伐採し、深い穴を掘り、土砂崩れ防止のためにコンクリートで固め、拳句の果てに常時回転する巨大風車を設置するという行為は、域内に生息する動植物の生息環境を劇的に悪化させ、多様な鳥獣の生活環境を保全するという鳥獣保護区の本来の目的と逆行する行為です。わざわざ鳥獣保護区に指定されているこの場所に巨大ウインドファームを建設するという本事業計画は無謀であると言わざるを得ません。</p> <p>風力発電の稼働が生物に与える影響としてこれまでバードストライク、バットストライク、鳥類の渡りの飛行経路の阻害などが顕著な例として挙げられてきましたが、近年の研究で騒音・低周波音などの音環境の悪化による野生生物への影響があることが明らかになってきました。</p> <p>以下にいくつかの例を挙げます：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電による騒音によって、ヒバリ (<i>Alauda arvensis</i>) の求愛行動の時の鳴き声がより高音に変化した（注1） ・ ソウゲンライチョウ (<i>Tympanuchus cupido pinnatus</i>) の求愛場所近くに風車があると、求愛のための鳴き声が風車の発する音に隠蔽されやすく、オスとメスの繁殖成功率に影響を与える可能性がある（注2） ・ カリフォルニアジリス (<i>Spermophilus beecheyi</i>) が捕食者の存在を仲間に警告する鳴き声が風車の騒音によって影響を受け、捕食回避行動に変化が生じた（注3） <p>これらの例から、風力発電施設が野生生物に及ぼす影響は、まだ調べられていないだけで未知の問題が複数存在することが示唆されます。ことに近年人里への出没が大</p>	<p>「鳥獣保護区」は狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、開発行為は禁止されておりません。本事業においては、鳥獣保護区を含む対象事業実施区域等において詳細な環境調査を実施し、その結果等を踏まえて影響を予測・評価して必要な環境保全措置を検討いたします。また、環境への影響を最小とするため改変面積を最小限に抑えるなど、事業計画において環境に配慮した検討を進めます。</p> <p>本アセスでは動物、植物、生態系をアセス項目として選定しており、現地調査を実施し、予測評価を行った後、秋田県在住の専門家に意見を伺う予定です（現地調査の計画段階にも意見を伺っています）。また、必要に応じて環境保全措置を実施し、風車稼働時には事後調査を実施する予定です。なお、専門家の専門分野は鳥類、哺乳類、コウモリ類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物等を選定しており、これらの分野において十分な助言を得た上で適切な評価を行うことが可能と考えております。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>きな問題となっているツキノワグマに関しては、これまで存在していた餌場の喪失や取り付け道路によるアプローチの簡易化によって人里への出没頻度が促されることが懸念されます。また、騒音・低周波音・夜間航空障害灯の点滅による光害などの影響がクマの生態に影響を与えることが懸念されます。これ以上秋田県のクマ出没の要因となるような巨大開発はやめていただきたい。この事業は現段階で事業を白紙撤回することを強く求めます。</p> <p>この意見は要約することなく全文を意見概要に掲載することをお願いします。</p> <p>注1) Paweł Szymański, Krzysztof Deoniziak, Katarzyna Łosak, Tomasz S. Osiejuk 2017 The song of Skylarks Alauda arvensis indicates the deterioration of an acoustic environment resulting from wind farm start -up 注2) Cara E. Whale, Mary Bomberger Brown, JoAnn McGee, Larkin A. Powell, Edward J. Walsf 2019 Wind turbine noise limits propagation of greater prairie-chicken boom chorus, but does it matter? 注3) Lawrence A. Rabin, Richard G Coss, Donald H. Owings 2016 The effects of wind turbines on antipredator behavior in California ground squirrels (<i>Spermophilus beecheyi</i>)</p>	
26	<p>私は由利本荘市内に住んでおり、今回の風力発電計画について、とても不安に感じています。</p> <p>以下の点について、ぜひ真剣に考えてほしいと思います。</p> <p>1. 風車そのものの環境負荷について</p> <p>風力発電は「環境にやさしい」と広く言われていますが、実際にはそうとも言い切れない部分があると考えます。</p> <p>風車のブレードには強化プラスチックなどが使用され、製造の過程では多くのエネルギーや化学物質が必要とされます。さらに、稼働中にブレード表面が摩耗し、マイクロプラスチックが空気中や雨水に混じる可能性も指摘されています。</p> <p>また、使用を終えたブレードの行方についても明確な説明がありません。リサイクルが可能なのか、また埋め立て処理となるのか、その過程で新たな環境負荷が生じないのかを明らかにする必要があります。</p> <p>「環境にやさしい」とされるエネルギーであるならば、製造から廃棄までの全過程でどのような環境配慮がなされているのか、具体的に示すべきです。</p> <p>さらに、風車の材料や部品の大半は海外で製造されていると聞きます。海外報道では、中国・内モンゴル地域などにおいて、風車用のレアアース採掘の過程で深刻な環境破壊が起きていると伝えられています。</p> <p>このような事例を踏まえると、単に「再生可能エネルギーだから環境に良い」とは言えません。</p> <p>事業者として、こうした素材調達や製造過程における環境リスクをどこまで把握し、どのように配慮しているの</p>	<p>1. 風力発電は発電において温室効果ガスを発生しないため、「環境にやさしい」と称されることがあります。ご指摘にある、風力発電機の製造や廃棄等の、ライフサイクル全体における環境影響については、製造時の低炭素の取り組みや、廃棄物の100%リサイクルの検討が進められています。現状では、風車基礎のコンクリートやタワーの金属部品等についてほとんどがリサイクルされており、FRPなどが用いられているブレードについては現在100%リサイクルを目指して研究等が進められています。</p> <p>2. 本事業は、行政機関やその他の公的機関と資金的な関係はございません。また、人的な関係（雇用や委託等）もございません。国や県、市とは、環境影響評価をはじめとした必要許認可や、事業の検討に必要な各種情報の取得などのために協議などをを行っております。また、寄付や協賛、顧問契約についても存在いたしません。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>か、その方針と実際の取り組みを具体的に示していただきたいと思います。</p> <p>2. 公平性・透明性への不信感について 再生可能エネルギー事業をめぐっては、政治や資金の流れに関する報道がこれまで複数ありました。 本事業とは直接関係しないとしても、住民の間では「政治的なつながりや経済的利害によって事業判断が左右されているのではないか」という不安の声が上がっています。 地域の信頼を得るためにには、こうした疑念を払拭する姿勢が不可欠です。 については、 　・行政機関や関係団体との間における資金的・人的な関係性の有無 　・本事業に関連する寄付、協賛、顧問契約等の有無について、明確に開示していただくことを求めます。 企業が透明性を保ち、公平な立場で地域に関わる姿勢を示すことこそ、信頼の第一歩であると考えます。 以上</p>	

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
27	<p>住民説明会への参加者が少なかった。その理由と対応策について以下に述べる</p> <p>①これまでと同様市の「広報」で知るしかない。知らない住民がほとんどである。</p> <p>これほど大きな事業でかつ近年問題点が全国で明らかになっているのだから、事業者は積極的に住民の声を聞くべきである。そのためにも事業者側も多くの住民に知れ渡るよう努力すべきである。例えば積極的に事業者も広報する。説明会の回数を多くする。</p> <p>②資料が膨大で、わかりにくい。参加できない人のために、事業者独自で、アセスのポイントをまとめてネットにアップしてだれでも事前学習ができるようにする。</p> <p>③配慮書で出された問題点や意見をまとめて、それへの対応をどうしたのか明記するべきである。まだ配慮書などの意味もわからない人が多い。</p> <p>④事業者が住民の理解を得るというのなら、市と一緒に少なくとも旧市町の各エリアでは開催すべきである。意見や質問は参加できなくてもネットで送信できるようにすべきである。</p> <p>以上であるが、住民説明会は形ばかりで実施しているようにしか思えない。</p> <p>重複することになるが、もっと積極的に住民の意見を聞く機会を設定できるよう、市と協力した実施して欲しい。</p> <p>少なくとも1会合の50名以上が集まるようにすべきである。少なくとも市民が1000名以上参加できることをもってして住民説明会成立、ネットを含めて5000人以上で成立などの規定を設けるべきである。特に若者の意見を聞く機会を多くする配慮が必要だ。</p> <p>そのためにも参加できない場合でも、メールで意見送付ができるように、さらに送られた意見や質問にどのように応答したのかネット配信すべきである。</p> <p>現状のような郵送でというのはこんな時代にあり得ない。</p>	<p>①本説明会は法に定められた方法だけではなく複数の方法で告知しています(新聞公告、広報誌掲載、ホームページ掲載、周辺地域へのダイレクトメール)。また、岩城地区の方々については全町内会長様へ説明会に関するご連絡を行い、再エネ特措法のガイドラインに基づいて周辺地域住民の方々へダイレクトメールを送付して説明会開催についての周知を行いました。</p> <p>②方法書については要約書を作成し、方法書とともにネットも含めて縦覧しております。</p> <p>③配慮書に対する意見につきましては、本方法書で以下のように見解を示しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般意見 : p. 7-12～29 ・県知事意見 : p. 7-5～6 ・関係市長意見 : p. 7-7～8 ・経済産業大臣意見 : p. 5-5～7 <p>また、アセス制度につきましては、「環境アセスメント制度のあらまし」という初級者向けのパンフレットを環境省がネットに上げておりますので参考にしてください。</p> <p>④説明会に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
28	<p>2025R7.9.27（土）カダーレ2F説明会配布資料</p> <p>①P. 62～P. 72（参考資料）土地分類が民有地しかありませんが、公有地（国とか県、市有地）はありませんか？</p> <p>②羽根が折れた・倒れた時の調査や予測を影響評価（方法）しないのですか？</p> <p>③ナセルなどからオイルが漏れた時など周辺、海を含む被害評価（方法）しないのですか？</p> <p>④P23 法面緑化における「種（タネ）」の種類（国産（在来種）・外国産）は？</p> <p>建設地周辺2km以内に1546軒（戸）あるとの話がありますが</p> <p>⑤P20 中程「盛土・一層30cmごと・・・・」「法面保護」などの予防措置をだれがかんとく、見張りなどしますか？合格証を出す？完工検査をしますか？</p> <p>⑥P30～環境影響評価（方法書）は（株）レノバが行いますが、一応15項目表記されていますがそれぞれどのような団体や会社が行いますか？その予定会社又はどのように決め（決まり）ますか？日本気象協会や自然保護団体は関わりますか？</p> <p>⑦風車の影について年間で太陽の高さがちがう（影の長さもちがう）ので長期の調査が必要。</p> <p>⑧P48 ふれあい活動の場について岩城少年自然の家の影響については？</p> <p>⑨4（4）撤去等の参考情報 月の積立1,460万円×12×10=17億5200万円にしかなりません（こんな金額では撤去できない）積算根拠を知りたい。</p>	<p>①国有林以外の民有林（民有地）としてお示ししておりました。対象となる地番が膨大でありますので、公有地が含まれる可能性がございます。今後事業検討が進むと使用する土地が絞られますので、今後の説明会において詳細をお示しいたします。</p> <p>②羽根が折れたり倒れたりした場合など、事故については環境影響評価の評価項目とはなっておりません。なお、このような事故が起こらないように風車や基礎などの設計を行い、第三者機関によって安全性などについて認証を受けた上で建設を行います。</p> <p>③環境影響評価においてはナセルからのオイル漏れについては評価項目となっていないため、方法書には記載しておりません。</p> <p>④法面緑化において採用する植物の種子の選定は今後検討を行う予定です。</p> <p>⑤土木工事等は専門の建設会社に発注して実施いたします。施行等の品質については建設会社や弊社などが検査等を行い確認いたします。</p> <p>⑥環境影響評価の一部業務をイー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託しており、現地調査については専門の調査会社も参加して実施いたします。日本気象協会及び自然保護団体は本事業の環境影響評価に直接関りはありません。</p> <p>⑦風車の影の影響予測については、年間の太陽の高さやそれに伴う影の長さなど、全て専用ソフトウェアでシミュレーションが可能です。</p> <p>⑧岩城少年自然の家についても調査対象として選定することを検討します。</p> <p>⑨撤去費用は現時点で推計した総事業費の5%を積算根拠としております。今後、事業計画が具体化した時点で改めて積算する予定です。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
29	<p>意見書用紙について 受付で双子のような用紙を渡されたが ・法律が変わったそうで説明会用とアセス法への用紙が 2種類になったことを多くは知らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会である。上記本文も含めてM(明朝体)は 使用せずG(ゴシックor丸G)に書体を改めてほしい。 ・返信用封筒は渡されなかった・・・ それは受取人払いでしょうね？ (再エネ賦課金を払っている国民市民が切手代を負担するのでしょうか？) <p>※説明会の意見書は郵送のみ ※アセス意見書は郵送でもOK。投函箱へでもOKと明確に大きい文字で表示しないとどっちがどっちがわからないです！！ ※どちらの意見書もなぜmailで受付しないのですか？</p>	<p>今回の説明会は、環境影響評価法に基づく方法書に関する説明会と、再エネ特措法に基づく説明会を兼ねていました。再エネ特措法に基づく説明会のガイドラインにおいて、説明会への意見を募集することが定められていることから、方法書に対する環境保全の見地からの意見書とは別の意見書を準備し、それぞれの意見書の募集をご案内したものです。今後の説明会においては、意見書の送付方法も含め、より分かりやすくなるよう努めてまいります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
30	<p>今回風力発電を建設しようとしている地域につき自然破壊、健康被害が起きないように又、全高 200m 超で高さもあまりに大きいものがたてられようとしています。今迄に経験したことのない建造物を建てることに充分な留意をされているとは思いますが、自然への大いなるちようせんだんだと思います。必らず自然からのしっぺ返しがくると思います。</p> <p>これ以上自然破壊はやめていただき、必要だという電気を真実そうなのか確認し地球号、だれもが載っている地球の安全を守っていただきたいです。</p> <p>各種方法論について申し上げません。それは建設を容認したことになるからです。一重に風力発電建設をみあわせていただく様お願ひいたします。</p>	<p>本事業に関する環境影響については、環境影響評価を通じて調査・影響予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。事業計画において伐採や土木造成などの改変する範囲を最小化し、適切な環境保全措置を講じることによって、事業による環境影響を回避・低減することに努めまいります。</p>

種別	写真	動画	合計
マガソ	2000	2603	4603
シジュウカラガソ	2	165	167
オオヒシクイ	+	+	+
ガソ類合計	2002+	2768+	4770+

表 1) 2024 年 1 月 30 日に秋田県由利本荘市（子吉川下流域）上空を北へ渡っていったガソ類
観察・記録：秋田県支部会員　まとめ：日本雁を保護する会

添付 1 No. 21 の添付資料(1)

図 1-1 図 1-2 図 1-3 ガン類の GPS 調査例（データ提供 山階鳥類研究所他 未発表）

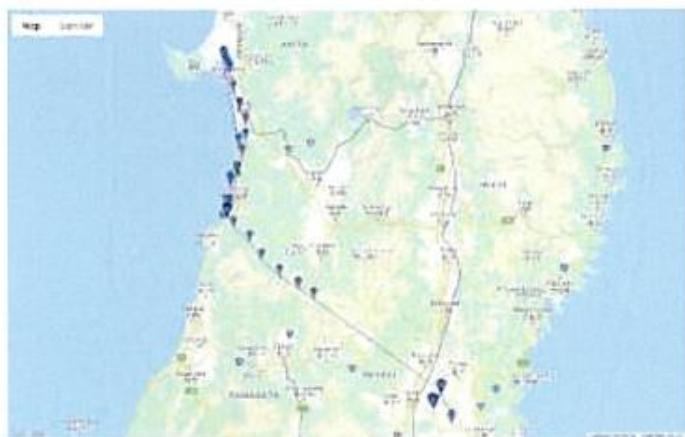


図 1-1 マガ 2022 年 2 月 17 日

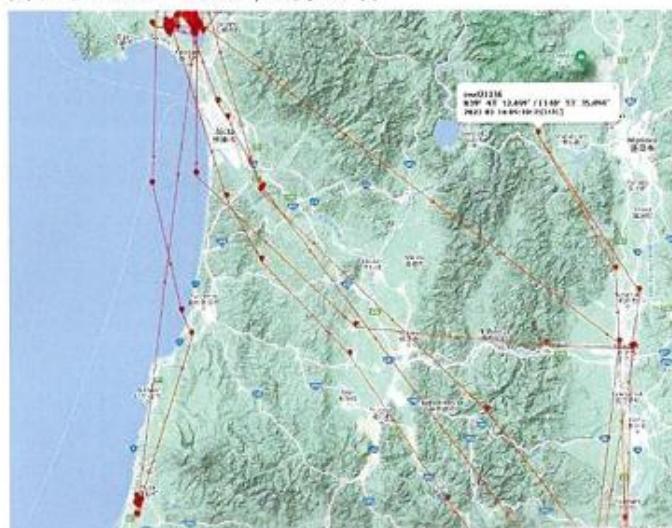


図 1-2 シジュウカラガ 2023 年 1 月 16 日



図 1-3 ガン類全般

(コクガ、マガ、カリガネ、ハクガ、シジュウカラガ) 2017 年～2022 年 東北地方拡大図

添付 2 No. 21 の添付資料(2)



写真1 霧によって風車の一部が見えなくなっている状況

添付3 No. 21 の添付資料(3)

施設名	風車設置検討範囲からの距離	区分
みんなのまち岩城	660m	老人福祉施設
特別養護老人ホーム 広洋苑	710m	老人福祉施設
あきた病院	910m	医療施設
風平診療所	980m	医療施設
グループホームタなぎ	990m	老人福祉施設
岩城中学校	1,220m	学校
道川保育園	1,380m	保育所等

添付4 No. 22 の添付資料

環境影響評価方法書の公表について（公告）

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧の実施と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称／株式会社レノバ

代表者の氏名／代表取締役 木南 陽介

事務所の所在地／東京都中央区京橋二丁目2番地1号

二、第一種事業の名称／(仮称)由利本荘岩城風力発電事業

種類／風力（陸上）

規模／出力 最大十万五千六百キロワット

基数／最大二十四基

三、対象事業実施区域／秋田県由利本荘市 岩城勝手、岩城内道川、岩城道川、岩城二古、岩城瀧俣

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／

秋田県由利本荘市、秋田市

五、閲覧及び縦覧の場所・時間／秋田県厅、由利本荘市役所、岩城総合支所、秋田市役所、雄和市民サービスセンター

※土・日・祝日を除く開序時

電子縦覧／https://www.renovainc.com/assessment/yuruhonjikwakushore_EIA/

期間／令和七年九月十九日（金）から
令和七年十月二十日（月）まで

※電子縦覧に限り、縦覧期間終了後も令和七年十一月三日（月）まで閲覧可能とする。

説明会の場所／日時
カダーレ／令和七年九月二十七日（土）
午後二時から三時三十分まで

雄和市民サービスセンター／令和七年九月二十八日（日）
午前十時から十一時三十分まで

岩城会館／令和七年九月二十八日（日）
午後五時から六時三十分まで

七、意見書の提出／環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由も含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております。意見書箱にご投函くださるか、令和七年十一月三日（月）までに左記の問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）。

八、問い合わせ先／株式会社レノバ 事業開発本部 風力事業統括部 〒100-31 東京都中央区京橋二丁目2番地1号 電話〇三（六三八六）三五四二（担当）平

秋田魁新報（2025年9月19日）

RENOVA

「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の 送付・縦覧について

2025年9月19日
株式会社レノバ

弊社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を9月19日付で経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、由利本荘市長、秋田市長へ送付いたしました。つきましては、方法書の縦覧及び説明会を以下のとおり行います。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所(5箇所)

- 秋田県： 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
- 由利本荘市： 由利本荘市役所1階待合スペース(秋田県由利本荘市尾崎17番地)
- 岩城総合支所(由利本荘市岩城内道川字新鶴羽50番地)
- 秋田市： 秋田市本町1番1号(秋田市雄和妙法字上大部48番地)
- 秋田市雄和市民サービスセンター(秋田市雄和妙法字上大部48番地)

(2) 縦覧期間 2025年9月19日(金)～2025年10月20日(月)

(3) 縦覧時間 土、日、祝日を除く開庁・開館時

* 本ウェブページにおける縦覧は、2025年11月3日(月)までとします。

2. 意見の提出

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む。)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただかく、(2)に示す期限までに封筒等に朱書きで「意見書在中」と記載の上(3)に示す提出先までご郵送ください(当日消印有効)。

(1) 意見書の記載事項

- お名前(法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名)
- ご住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)
- 方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の提出期限

2025年11月3日(月)(当日消印有効)

※(1)の5箇所の縦覧場所における投函箱の設置は10月20日(月)までとなります。10月21日(火)から11月3日(月)の間に意見書を提出される場合は、郵送での提出をお願いいたします。

(3) 意見書の提出先

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン18階
株式会社レノバ事業開発本部 風力事業統括部

3. 方法書の公表・電子縦覧

本方法書は、以下のリンクから2025年11月3日(月)まで閲覧することができます。

要約書
本編
表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1. 自然的状況
3.2. 社会的情況
第4章 計画の既配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 評価に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 評価書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解
第8章 環境影響評価の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ご意見記入用紙(Word)
ご意見記入用紙(PDF)

* 本方法書の文章・写真・図などは、著作権の対象となっております。著作権者の許諾を得ないで、複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うと著作権法違反になる場合がありますので、ご留意ください。また、方法書の記載内容は作成時点でのものであり、今後、修正等が生じ内容が変更される可能性があることにご留意下さい。

4. 住民説明会

日時：2025年9月27日(土)14:00～15:30
場所：由利本荘市文化交流館カーネ(秋田県由利本荘市東町15)

日時：2025年9月28日(日)10:00～11:30
場所：雄和市民サービスセンター(秋田市雄和妙法字上大部48番地)

日時：2025年9月28日(日)17:00～18:30
場所：岩城会館(秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴羽50番地)

5. 同い合わせ先

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン18階
株式会社レノバ事業開発本部 風力事業統括部
TEL 03-6366-3542
担当：平(ひら)
(土、日、祝日を除く午前10時～午後4時)
※ なお、担当者が不在の場合など電話に出られないこともありますため、その際はお手数ですが時間を変えて改めてお電話をお願いいたします。

秋田県ウェブサイト

Akita Prefecture
秋田県公式ウェブサイト

検索 閲覧補助 Foreign language

分野から探す 目的から探す 部署から探す 事業者の方 防災

このページの現在位置：[ホーム](#) > (仮称)由利本荘岩城風力発電事業

(仮称)由利本荘岩城風力発電事業

コンテンツ番号：760008 更新日：2025年11月04日

(仮称)由利本荘岩城風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称)由利本荘岩城風力発電事業	
事業者	株式会社レノバ	
事業の種類	風力発電所の設置（陸上）	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	秋田県由利本荘市（岩城勝手、岩城内道川、岩城道川、岩城二古、岩城漁港）	
関係地域	秋田県由利本荘市、秋田県秋田市	
事業の規模	最大10万5,600kW	
配慮書	公表日	令和5年9月7日
	継続期間	令和5年9月8日～10月10日
	継続場所	秋田県庁 生活環境部 環境管理課 由利本荘市役所 本庁舎 生活環境課 由利本荘市役所 岩城総合支所 市民サービス課 秋田市役所 本庁舎 環境部 環境保全課 秋田市西部市民サービスセンター
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト（公開は終了しました）
	意見提出期限	令和5年10月10日（当日消印有効）
	知事意見	令和5年11月27日
方法書	公告日	令和7年9月19日
	継続期間	令和7年9月19日～10月20日
	継続場所	秋田県庁 由利本荘市役所 岩城総合支所 秋田市役所 雄和市民サービスセンター
	説明会の場所・日時	カーナーレ 令和7年9月27日（土）午後2時から午後3時30分まで 雄和市民サービスセンター 令和7年9月28日（日）午前10時から午前11時30分まで 岩城会館 令和7年9月28日（日）午後5時から午後6時30分まで
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト（公開は終了しました）
	意見提出期限	令和7年11月3日（月）（当日消印有効）
意見数		
知事意見		

由利本荘市広報、秋田市広報

(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業の環境影響評価「方法書の縦覧」および「説明会」を行います	
事業者	株式会社レノバ
発電規模	6万4千瓩～10万5千瓩
対象事業実施区域	岩城地域
縦覧場所	市役所1階特設スペース、岩城総合支所
縦覧期間	9月19日(金)～10月20日(月)(開庁時のみ)
ID	1047527
ホームページ	www.yuribonjou.com

説明会日時・会場 ①9月27日
(土) 14時～15時半・カダーレ
消印有効



ホームページ

研修室 ②9月28日(日) 17時
～18時半・岩城会館日本海の間
問い合わせ (株)レノバ事業開発
本部風力事業統括部 T10
410031 東京都中央区
京橋2-2-1京橋工ドグラ
ン18階 ☎03-6386
13542 (縦覧期間中の平
日10時～16時)

**環境影響評価方法書を
ご覧になります**

環境影響評価法に基づき、左記
事業の「環境影響評価方法書」をご
覧いただけます。詳しくは市ホー
ムページをご覧ください。

ID 1047527

事業名称と計画事業者 (仮称)由利
本荘岩城風力発電事業 / (株)レノバ
事業内容 由利本荘市岩城地区風力
発電(陸上)
最大発電出力 10万5千瓩
縦覧期間 10月20日(月)までの平日
縦覧場所 市役所3階環境保全課、
雄和市民SC
問環境保全課 ☎(888)5711

秋田市広報「広報あきた」

「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見書記入用紙

郵送先：〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン18F
株式会社レノバ 相当 平←
電話 03-6386-3542 ←

「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書面に氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、上記の問合せ先へ郵送をお願いいたします。」

提出期限 令和7年11月3日(月・祝)まで(当日消印有効)

注1) 意見書箱へは、閉序日・閉館日は投函できませんので、ご注意ください。←

注2) 意見箱は締覧終了時の令和7年10月20日(月)に回収しますので、それ以降の提出は郵送にてお願いいたします。←

芳名

二 住 所

環境の保全の見地からのご意見とその理由